

国立大学改革の推進について

1.	国立大学法人の現状について	-----	1
2.	大学共同利用機関法人の現状について	-----	47
3.	国立大学改革プラン（平成 25 年 11 月）	-----	61
4.	大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ） (平成 25 年 12 月 24 日 中央教育審議会大学分科会組織運営部会)	-----	87
5.	高等教育局主要事項－平成 26 年度予算（案）－	-----	141
	平成 26 年度国立大学法人運営費交付金予定額の概要	-----	177
	平成 26 年度国立大学法人運営費交付金予定額の構成	-----	178
	平成 26 年度政府予算案について（学術関係予算）	-----	179

文部科学省高等教育部

国立大学法人の現状について

目次

○国立大学の法人化について.....3

- (1) 国立大学法人化の経緯
- (2) 国立大学法人化の目的
- (3) 国立大学法人の仕組み
- (4) 国立大学法人法の附帯決議
- (5) 国立大学法人化後の主な取組・成果

(参考)

1. 高等教育の現状.....14

- (1) 我が国の高等教育の規模(学校数)
- (2) 我が国の高等教育の規模(学生数)
- (3) 近年の大学の量的規模の動向
- (4) 18歳人口及び高等教育機関への進学率等の推移
- (5) 大学への公財政支出の規模
- (6) 主要国の大規模
- (7) 大学数の人口、学部学生数との割合(国際比較)
- (8) 各国の大学進学率の比較
- (9) 各国的学生に占める留学生の内訳

3. 国立大学法人への財政支援.....36

- (1) 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移
- (2) 公債残高の累増
- (3) 債務残高の国際比較(対GDP比)
- (4) 一般会計支出に占める主要経費の割合の推移
- (5) 国立大学法人運営費交付金予算額の推移※
- (6) 国立大学法人運営費交付金に関する基本的な考え方※
- (7) 国立大学法人運営費交付金算定方法の概要※
- (8) 国立大学法人の収支状況
- (9) 国立大学法人の財務状況

2. 国立大学の使命.....24

- (1) 大学の目的と国立大学の目的
- (2) 国立大学の役割
- (3) 世界最高水準の研究・教育の実施
- (4) 大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施※
- (5) 需要是必ずしも多くないが重要な学問分野の継承・発展
- (6) 全国的な高等教育の機会均等の確保
- (7) 地域の活性化への貢献
- (8) 計画的な人材養成等への対応

国立大学の法人化について

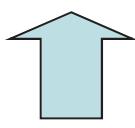
(1) 国立大学法人化の経緯

- 平成9年12月 行政改革会議「最終報告」
(国立大学の法人化について) 大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的な視野に立った検討を行うべきである。
- 平成11年4月 開議決定
国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。
- 平成14年3月 調査検討会議
新しい「国立大学法人」像について最終報告。
- 平成14年6月 開議決定
国立大学の法人化・・・を平成16年度を目途に開始する。
- 平成15年7月 国立大学法人法成立
- 平成16年4月 国立大学法人化

(2) 国立大学法人化の目的

- 競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな大学 -

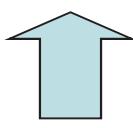
大学としてのビジョンの明確化



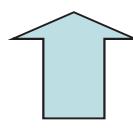
責任ある経営体制の確立



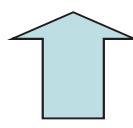
大学の裁量の大幅な拡大



第三者による評価の実施



情報公開の徹底



「中期目標」などを通し、大学の理念や改革の方向性を明確化

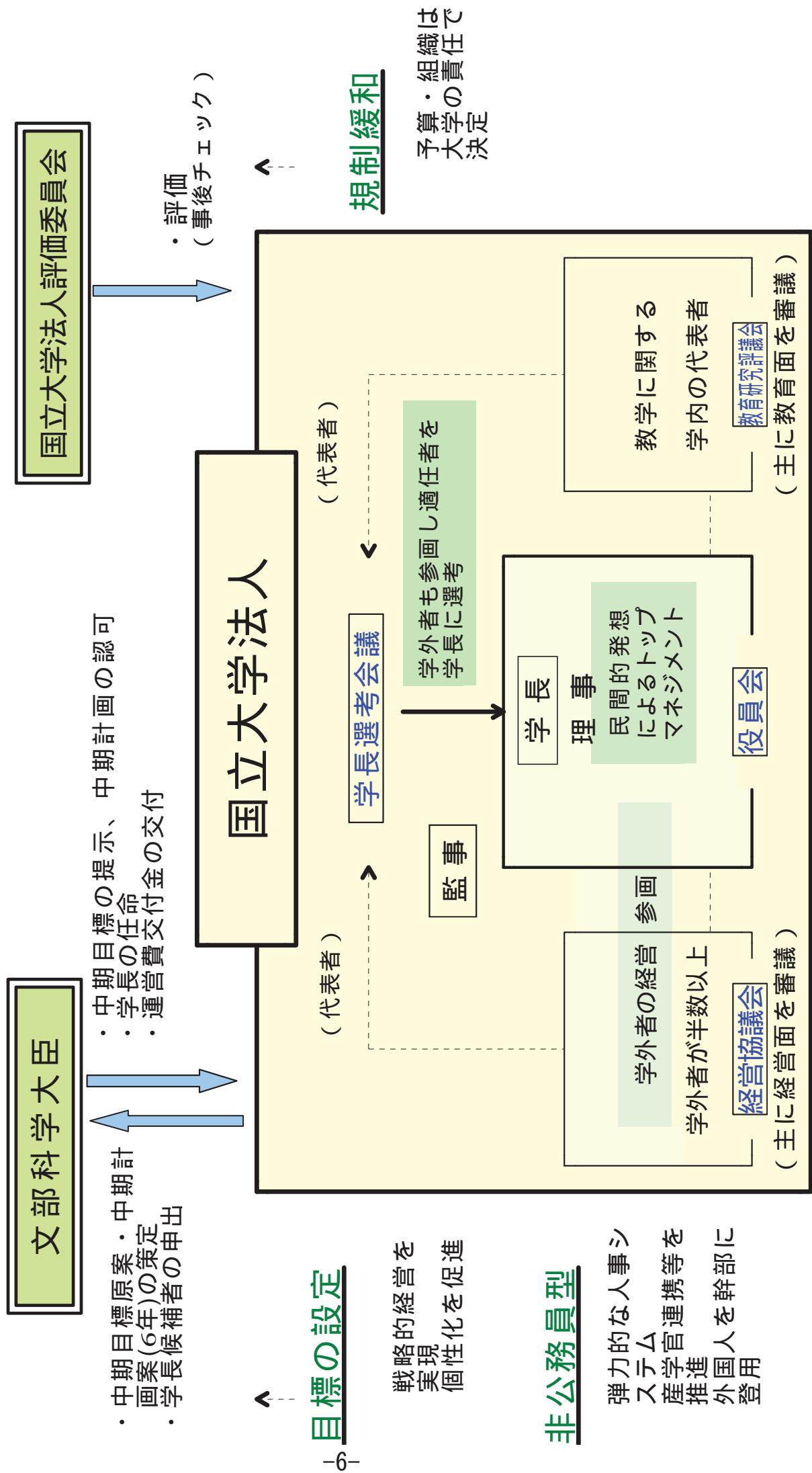
学外理事を含む役員会を設置、
学長を中心の経営体制を確立

非公務員型。国の諸規制の
大幅な緩和等により裁量を拡大

国立大学法人評価委員会による事後
評価と、大学評価・学位授与機関による
教育研究に関する専門的評価

毎年度の実績報告書や財務諸表を通じて、社会への説明責任を果たす

(3) 国立大学法人の仕組み



(4) 国立大学法人法の附帯決議

○ 平成15年5月16日(金)衆・文部科学委員会 附帯決議

- 政府及び関係者は、本法の施行に当たつては、次の事項について特段の配慮をすべきである。
- 一 国立大学の法人化に当たつては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的・自決的な運営の確保に努めること。
- 二 国立大学の運営に当たつては、学長、役員会、経営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、相互に連携を密にすることにより自主的・自律的な意思決定がなされるよう努めること。
- 三 役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するよう努めること。
- 四 文部科学大臣は、中期目標の作成及び中期計画の認可に当たつては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立つて慎重的な運用に努める
- 五 国立大学の評価に当たつては、明確かつ透明性のある基準に従つて行うとともに、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること。また、中期目標等の業績評価と資源配分を結びつけることについては、大学の自主性・自律性を尊重すること。
- 六 運営費交付金等の算定に当たつては、公正かつ透明性のある基準に従つて行うとともに、法人化前の公費投入額を十分に確保し、必要な運営費交付金等を措置するよう努めること。また、学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うことなどならないよう、適正な金額とするよう努めること。
- 七 国立高等専門学校については、各学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一層進むよう配慮すること。
- 八 国は、高等教育の果たす役割の重要性に鑑み、国公私全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実に努めること。また、高等教育及び学術研究の水準の向上と自立的な発展を図る立場から、地方の大学の整備・充実に努めること。
- 九 職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件等の整備に資すること。
- 十 公立の義務教育諸学校の教職員の教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも堅持し、国家公務員に準拠する規定が外されることがないよう、十分配慮すること。

平成15年7月8日(火)参・文教科学委員会 附帯決議

- 政府及び関係者は、国立大学等の法人化が、我が国の高等教育の在り方に与える影響の大きさにかんがみ、本法の施行に当たつては、次の事項について特段の配慮をすべきである。
- 一 国立大学の法人化に当たつては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、本法の施行に当たつては、次の事項について特段の配慮をすべきである。
- 二 国立大学法人の運営に当たつては、学長、役員会、経営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的・自決的な運営を確保すること。
- 三 織での議論を踏まえた合意形成に努めること。また、教授会の役割の重要性に十分配慮すること。
- 四 役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するとともに、選任理由等を公表すること。また、政府や他法人から大学の意向を反映するように配慮すること。
- 五 中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評議会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更是、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。

(4) 国立大学法人法の附帯決議(統一)

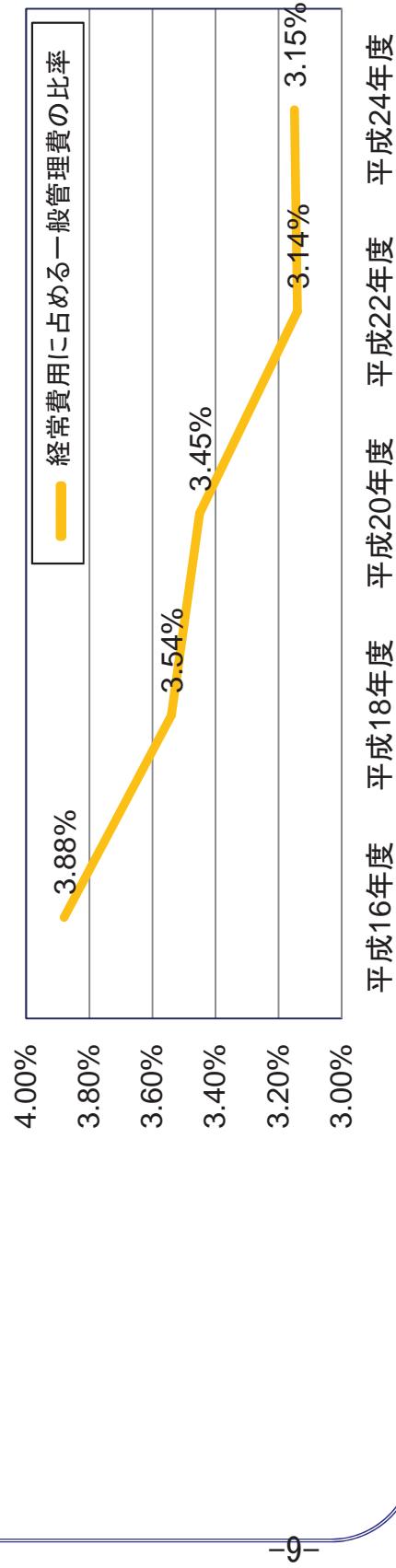
- 六 法人に求める中期目標・中期計画に係る参考資料等については、極力、簡素化を図ること。また、評価に係る業務が教職員の過度の負担とならないよう、特段の措置を講ずること。
- 七 国立大学の評価に当たっては、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること。また、評価結果が確定する前の大学からの意見申立ての機会の付与について法令上明記し、評価の信頼性の向上に努めること。
- 八 国立大学法人法による評価制度及び評価結果と資源配分の関係については、同法第三条の趣旨を踏まえ慎重な運用に努めるとともに、継続的に見直しを行うこと。
- 九 国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。評価委員会の委員の氏名や経歴の外、会議の議事録を公表するとともに、会議を公開すること。
- 十 独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。
- 十一 独立行政法人通則法第三十五条の準用による政策評価・独立行政法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については言及しないこと。また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わらず、文部科学大臣に対して行うこと。
- 十二 運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定期間を明確にした上で公表し、公正性・透明性を確保するとともに、各法人の規模等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、法人化前の公費投入額を踏まえ、從来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めること。
- 十三 学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うことなどならないよう、将来にわたって適正な金額、水準を維持するとともに、授業料等減免制度の充実、独自の奨学生の創設等、法人による学生支援の取組についても積極的に推進、支援すること。
- 十四 国立大学附置研究所については、大学の基本的組織の一つであり、学術研究の中核的拠点としての役割を果たしていることにはかんがみ、短期的な評価を厳に戒めるとともに、財政支出の充実に努めること。全国共同利用の附置研究所についてもその特性を生かすこと。また、各研究組織の設置・改廃や全国共同利用化を検討するに当たっては、各分野の特性や研究手法の違いを十分尊重し、慎重に対応すること。
- 十五 法人化に伴う労働関係法規等への対応については、法人の成立時に違法状態の生ずることのないよう、財政面その他必要な措置を講ずること。また、法人への移行後、新たに必要となる雇用保険等の経費により確実に措置すること。
- 十六 国立大学法人への移行について、文部科学省は、進捗状況、課題などを明らかにし、当委員会に報告を行うこと。
- 十七 学校教育法に規定する認証評価制度の発展を通じ、国立大学等が多様な評価機関の評価を受けられる環境を整備し、ひいては我が国における大学評価全体の信頼性の向上を図るため、認証評価が円滑に行われるよう必要な資金の確保その他必要な援助に努めること。
- 十八 国立高等専門学校については、各学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一層進むよう配慮すること。
- 十九 国は、高等教育の果たす役割の重要性にかんがみ、国公立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実に努めること。また、高等教育及び学術研究の水準の向上と自立的な発展を図る立場から、地方の大学の整備・充実に努めること。
- 二十 職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件等の整備については、教育研究の特性に配意し、適切に行われるよう努めること。また、大学の教員等の任期に関する法律の運用に当たっては、選択的限定期制という法の趣旨を踏まえ、教育研究の進展に資するよう配慮するとともに、教員等の身分保障に十分留意すること。
- 二十一 法人への移行に際しては、「良好な労働関係」という観点から、関係職員団体等と十分協議が行われるよう配慮すること。
- 二十二 公立の義務教育諸学校の教職員の処遇については、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも堅持し、国家公務員に準拠する規定が外されることはございません。また、生涯学習社会の形成の観点から、専門学校を含む高等教育全体について、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、広範な国民的論議を踏まえ行うこと。
- 右決議する。

(5) 国立大学法人化後の主な取組・成果①

①業務運営の効率化を着実に実施

- 各国立大学法人において、業務効率化の取組が行われており、法人化以降、国立大学法人の経常費用に占める一般管理費比率は遞減傾向

◆法人化後的一般管理費と経常費用に占める一般管理費の比率の推移



②学長のリーダーシップによる戦略的・重点的な資源配分

- 86大学すべてが学長裁量経費及び学長裁量定員・人件費を設定（平成24年度）
【取組例】

③学外有識者の活用

- 86大学すべてが、経営協議会における学外委員からの法人運営に関する意見に基づき具体的に改善した事項があり、84大学がこの活用状況を公表（平成24年度）

(5) 国立大学法人化後の主な取組・成果②

④ 教育の質の向上や開かれた大学への取組の推進

○ 学部における厳格な成績評価(GPA制度)の実施(大学の割合)

平成15年度 28% → 平成16年度 40% → 平成21年度 68% → 平成23年度 73%

○ 英語による授業を実施している大学

平成17年度 学部42大学、大学院57大学 → 平成21年度 学部47大学、大学院65大学
→ 平成23年度 学部47大学、大学院69大学

○ 英語による授業のみで卒業、修了できる学部、研究科

平成18年度 0学部、72研究科 → 平成21年度 0学部、107研究科
→ 平成23年度 4学部、110研究科

○ 複数の大学間での共同教育課程の実施

平成22年度 学部0課程、大学院1課程1大学 → 平成25年度 学部4課程8大学、大学院 4課程5大学

○ 国外の大学とのダブル・ディグリー制度を導入している大学

平成18年度 8大学 → 平成21年度 26大学 → 平成23年度 39大学

○ 社会人学者数(大学院)

平成15年度 6,419人 → 平成16年度 7,300人 → 平成21年度 7,650人 → 平成25年度 7,074人

【取組例】

学習の双方向性を確保し、主体的な学びに裏打ちされた情報発信能力を涵養するため、アクティブ・ラーニング・スペース、ティーチング・ハブ、コントラック・ラボの3機能を備えたアカデミック・リンクを構築(千葉大学)
到達目標明示型の構造化された教育プログラム「主専攻プログラム」を導入するとともに、到達目標の達成状況を数量的に把握するなど学習成果を可視化し、学習過程のアセスメントを支援する「新潟大学土力アセスメントシステム(NBAS)」を構築(新潟大学)

(5) 国立大学法人化後の主な取組・成果③

⑤ 学術論文の被引用数の状況

(トムソン・ロイター:2013年版「論文の引用動向からみる日本の研究機関ランキング」)

【総合】

世界順位	機関名	被引用数
17 東京大学	1,190,750	
35 京都大学	829,201	
47 大阪大学	685,095	
59 (独)科学技術振興機構	601,105	
77 東北大学	543,629	
114 (独)理化学研究所	423,587	
133 名古屋大学	388,409	
146 九州大学	359,697	
150 (独)産業技術総合研究所	347,738	
162 北海道大学	333,882	

【材料科学】

世界順位	機関名	被引用数
4 (独)物質・材料研究機構	51,678	
6 東北大学	50,635	
9 (独)産業技術総合研究所	43,576	
19 大阪大学	34,047	
21 東京大学	32,481	

【化学】

世界順位	機関名	被引用数
4 京都大学	168,598	
7 東京大学	156,609	
11 (独)科学技術振興機構	123,149	
14 (独)産業技術総合研究所	111,341	
15 大阪大学	111,095	

【生物学・生化学】

世界順位	機関名	被引用数
3 東京大学	222,480	
23 京都大学	138,267	
30 (独)科学技術振興機構	80,380	
33 大阪大学	75,757	
48 (独)理化学研究所	57,983	

(5) 国立大学法人化後の主な取組・成果④

⑥大学の自助努力による資金調達

○寄附金額の増加

平成15年度 556億円 → 平成16年度 631億円 → 平成21年度 707億円 → 平成24年度 789億円

○民間金融機関からの長期借入金による施設整備

平成17年度 1大学 → 平成21年度 14大学 → 平成24年度 18大学

⑦産学連携などの積極的推進

○共同研究：平成15年度 8,023件 176億円

→ 平成16年度 9,378件 219億円

→ 平成21年度 14,098件 347億円

→ 平成24年度 15,475件 374億円

○受託研究：平成15年度 6,986件 610億円

→ 平成16年度 7,827件 772億円

→ 平成21年度 11,736件 1,320億円

→ 平成24年度 12,399件 1,252億円

○特許化の推進(実施等件数、実施等収入額)

平成15年度 79件、4億3千万円

→ 平成16年度 223件、4億2千万円

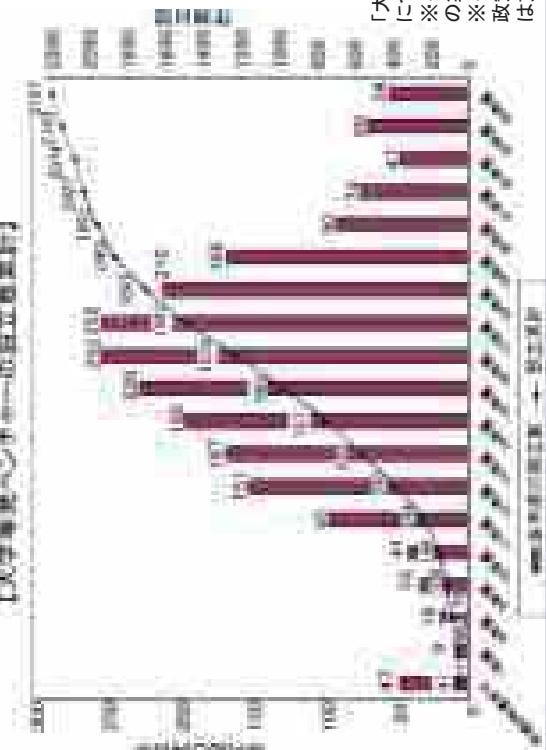
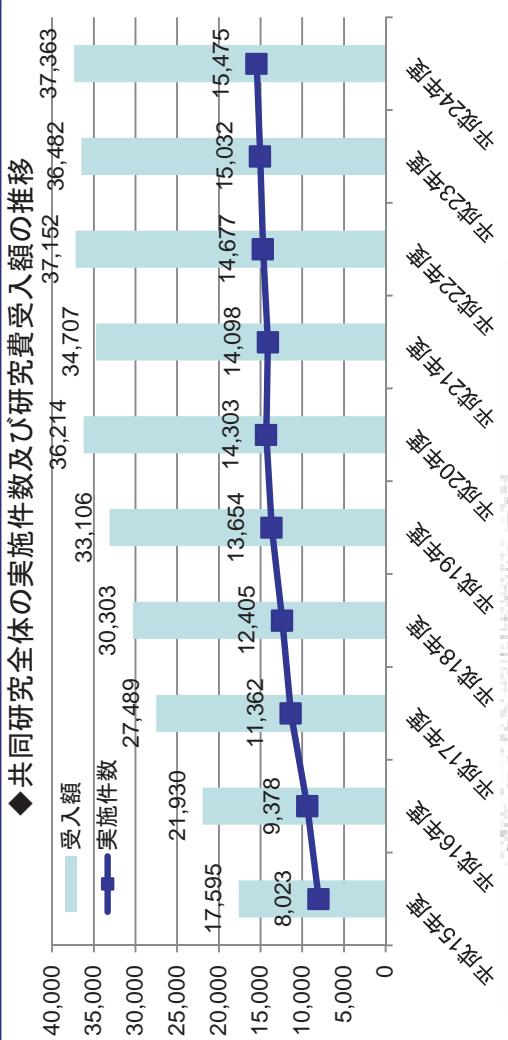
→ 平成21年度 3,322件、6億4千万円

→ 平成24年度 7,204件、11億円

○大学発ベンチャーの設立数

平成15年度 226件 → 平成16年度 252社

→ 平成24年度 54社



(5) 国立大学法人化後の主な取組・成果⑤ —マネジメント改革の例—

① 管理運営の活性化

○秋田大学：新学部構想において、学外者半数を含む組織による教員人事等の方針決定、学長が学部長を指名する制度等、新たな学部運営の仕組みを導入

○九州工業大学：教員採用について、人事採用計画の役員会による策定等、戦略的な人事システムを導入

② 複数大学間による業務等の共同実施

○北海道大学ほか：道内の国立大学間で連携し、事務処理（安否確認システム、旅費システム、電子購買システムの運用）等の共同実施を決定

○山口大学ほか：大規模災害等における大学運営の継続性の強化及び情報資産の保全等のため、2大学間でデータを相互に保管する体制を整備

③ 業務運営の効率化

○佐賀大学：学長直轄のIR（Institutional Research）室を設置し、分析データの活用等IRによる大学改革を推進

④ 人事・給与システムの改革の実施

○東京大学：教員が大学以外の機関からも給与を受け、それにより生じた財源を若手研究者ポストの確保に充當する制度等、柔軟な人事システムを導入

○大阪大学：常勤教員に退職手当を支給せず特別賞与を支給する制度、卓越した業績に対して「特別教授」の称号・手当を授与する制度等、柔軟な人事システムを導入

○九州工業大学：専任教員の採用時に年俸制か月給制を選択可能とする制度を導入

参考1・高等教育の現状

(1) 我が国の高等教育の規模(学校数)

区分	計			短期大学	高等専門学校	専修学校 (専門課程)
		大学	うち大学院を置く 大学			
計	1,198	782	624	359	57	2,812
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
国立	137	86	86	0	51	10
	11.5%	11.0%	13.8%	0.0%	89.5%	0.4%
公立	112	90	74	19	3	193
	10.0%	11.5%	11.9%	5.3%	5.3%	6.9%
私立	949	606	464	340	3	2,609
	79.2%	77.5%	74.4%	94.7%	5.3%	92.8%

(平成25年5月1日現在)

(注1) 私立には株式会社立大学(5校)を含む。

(注2) 通信教育のみを行う大学(私立7校)を除く。

(注2) 学生募集停止をしている機関を含む。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」(平成25年度(速報値))

(2) 我が国の高等教育の規模(学生数)

区分	計	大学院	小計	専修学校 (専門課程)		
				大学 (学部)	短期大学 (本科)	高等専門学校 (4. 5年次)
計	3,168,064	255,390	2,717,247	2,562,164	133,711	21,372
国	619,530	152,340	467,190	447,974	0	19,216
立	152,160	16,161	135,999	127,144	7,371	1,484
公	2,396,374	86,889	2,114,058	1,987,046	126,340	672
私	75.6%	34.0%	77.8%	77.6%	94.5%	3.1%

(平成25年5月1日現在)

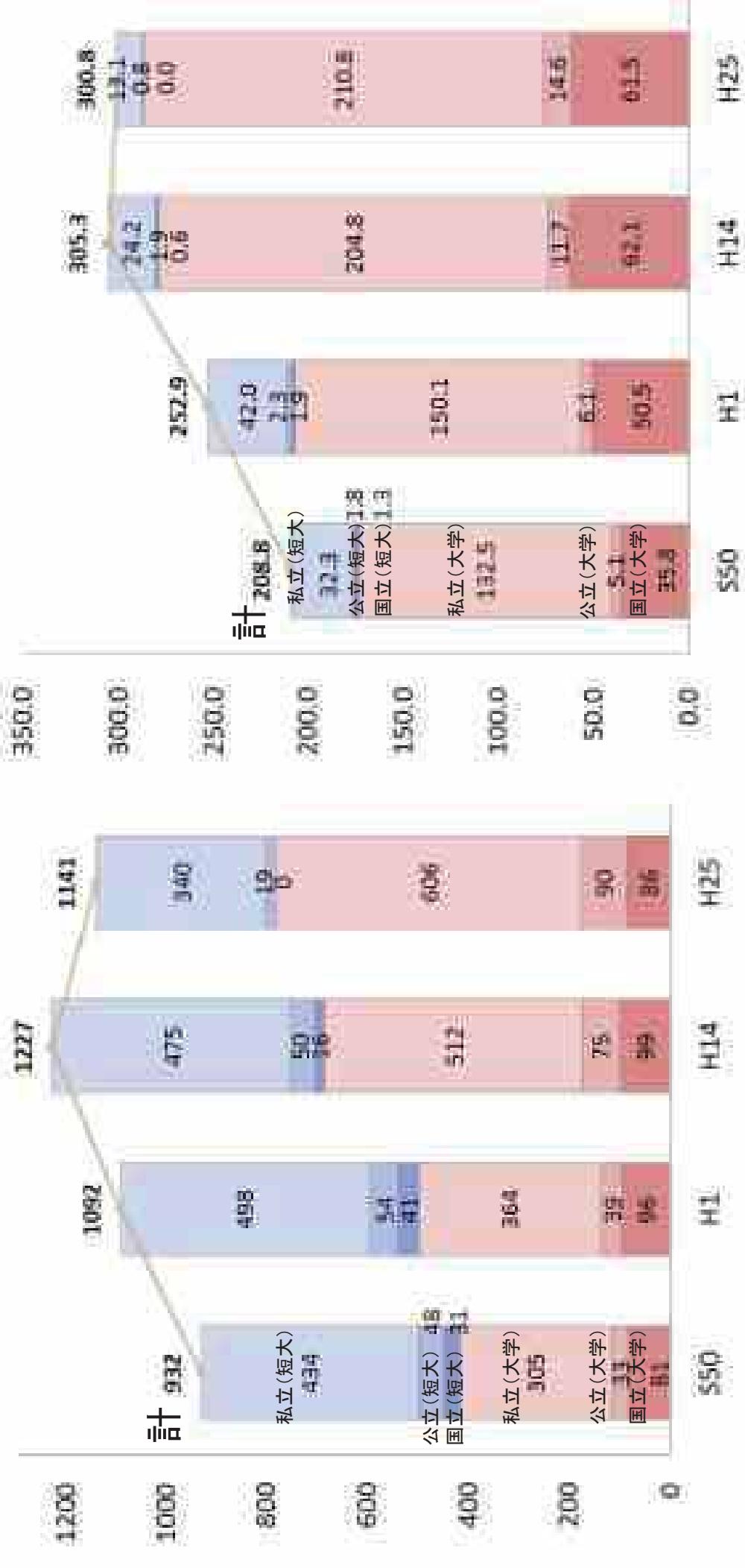
(注1) 学生数には、「専攻科」、「別科」、「その他」の学生を含まない。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」(平成25年度(速報値))

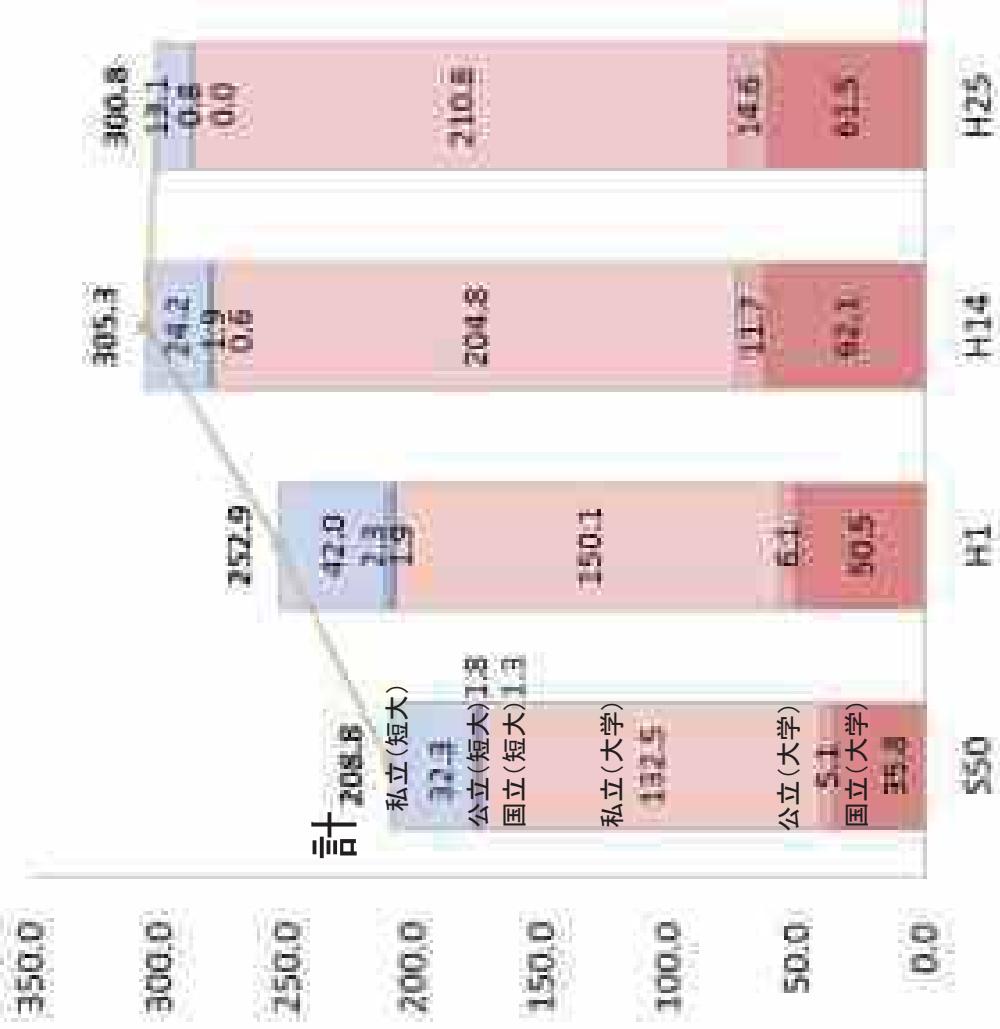
(3) 近年の大学の量的規模の動向(大学数と学生数の推移)

- 近年、大学数や学生数が増加したように見えるが、これは、短期大学からの移行によるものが多く、大学・短期大学を合わせると大学数・学生数は減少。

【大学数(国公私立)】(校)

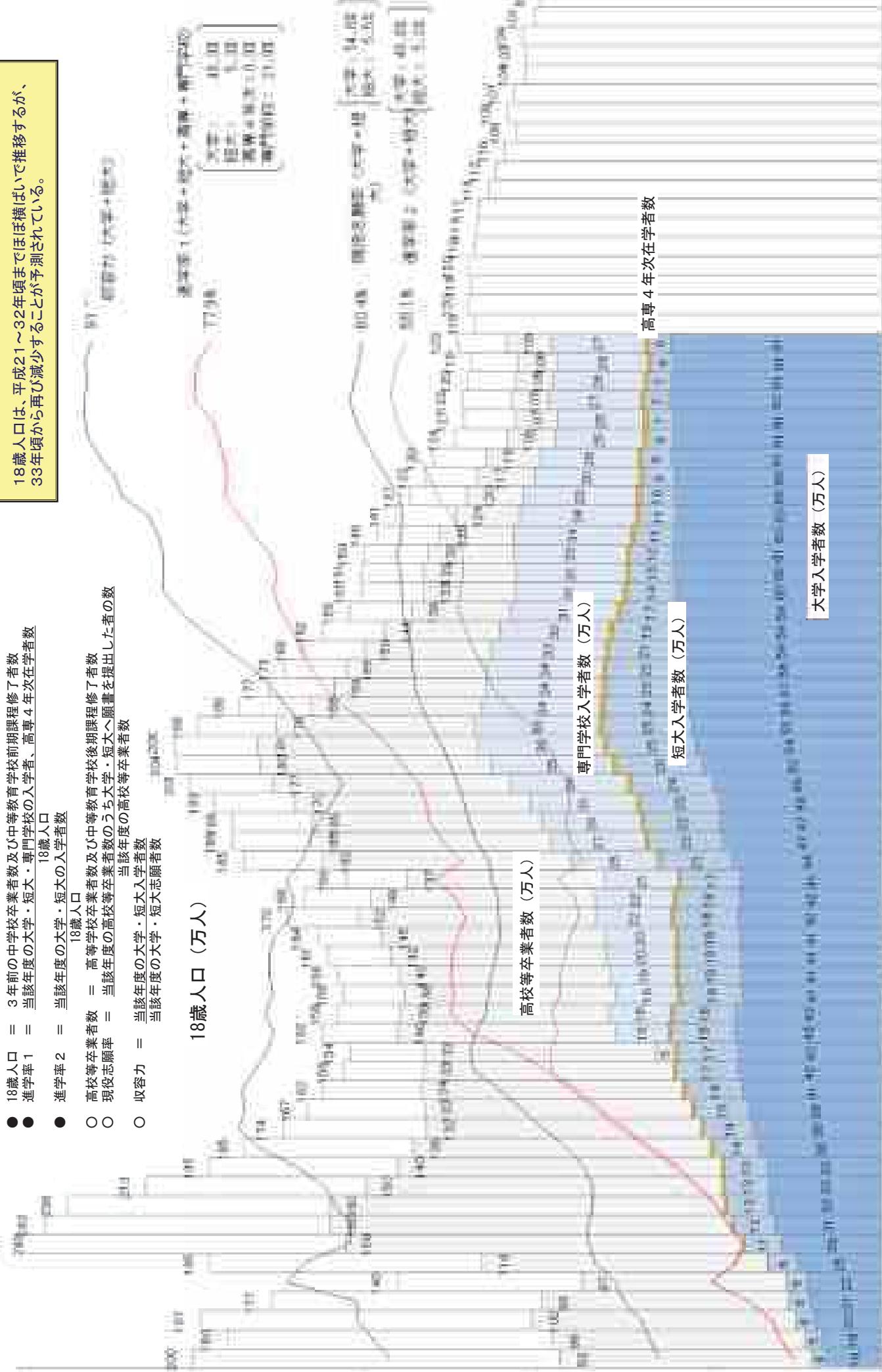


【学生数(国公私立)】(万人)



(4) 18歳人口及び高等教育機関への進学率等の推移

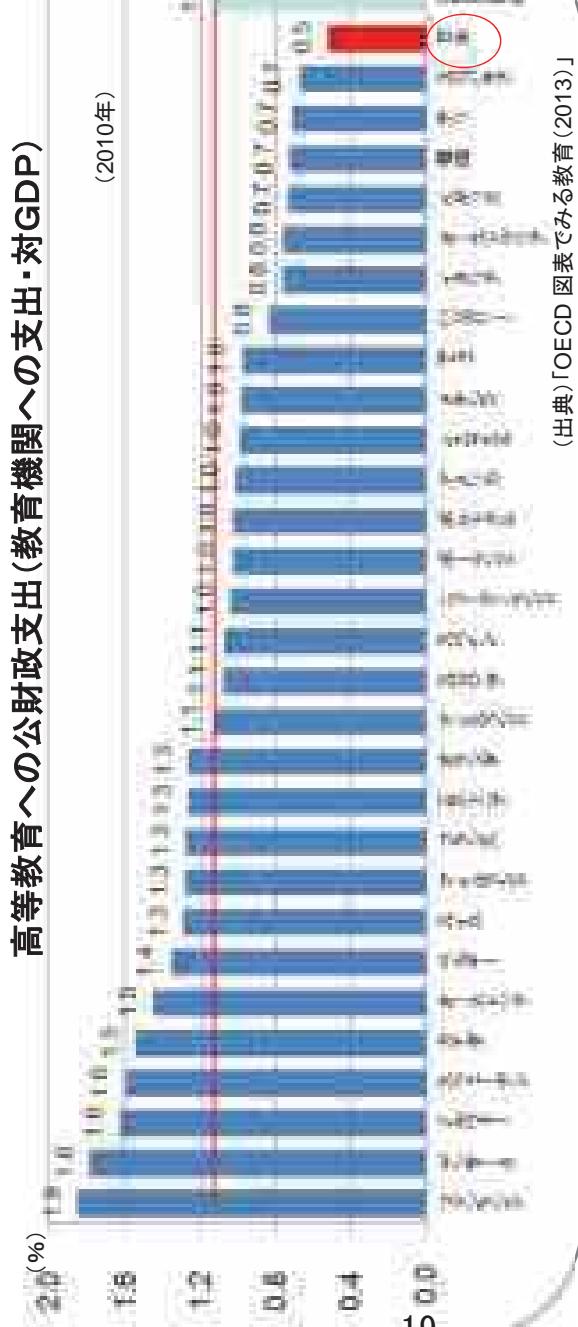
18歳人口は、平成21～32年頃までほぼ横ばいで推移するが、33年頃から再び減少することが予測されている。



(5) 大学への公財政支出の規模

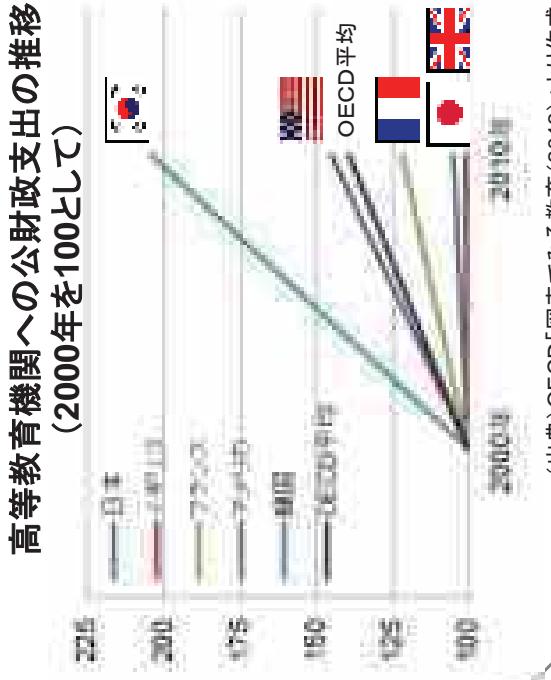
- 高等教育への公財政支出は、諸外国と比べ低水準

■ 国の経済規模(GDP)に対して、教育機関への公財政支出は、OECD諸国の中で最低の水準であり、約半分の水準。



(出典)「OECD 図表でみる教育(2013)」

■ 諸外国は近年、高等教育への投資を拡大しているが、日本は横ばい。



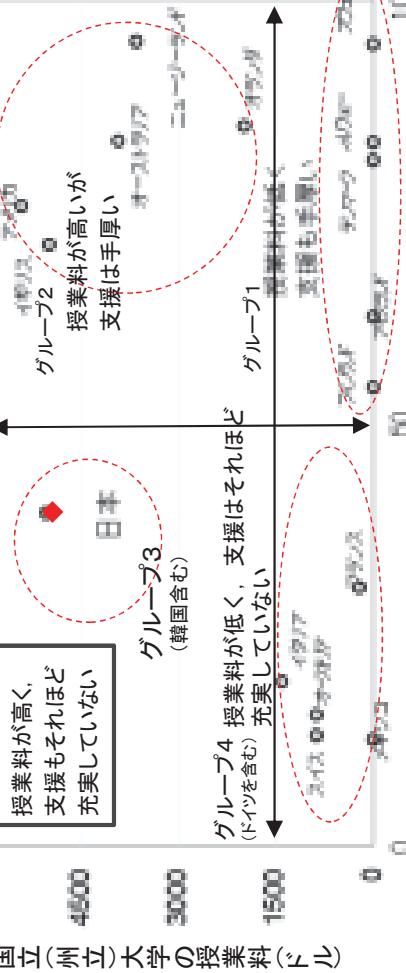
(出典)OECD「国別総務省による教育(2013)」より作成

日本はこれまでの歴史において、社会全体で負担する方向に転換すべき。



※独のみ2009年の数値
（出典）OECD「図表でみる教育(2013)」より作成

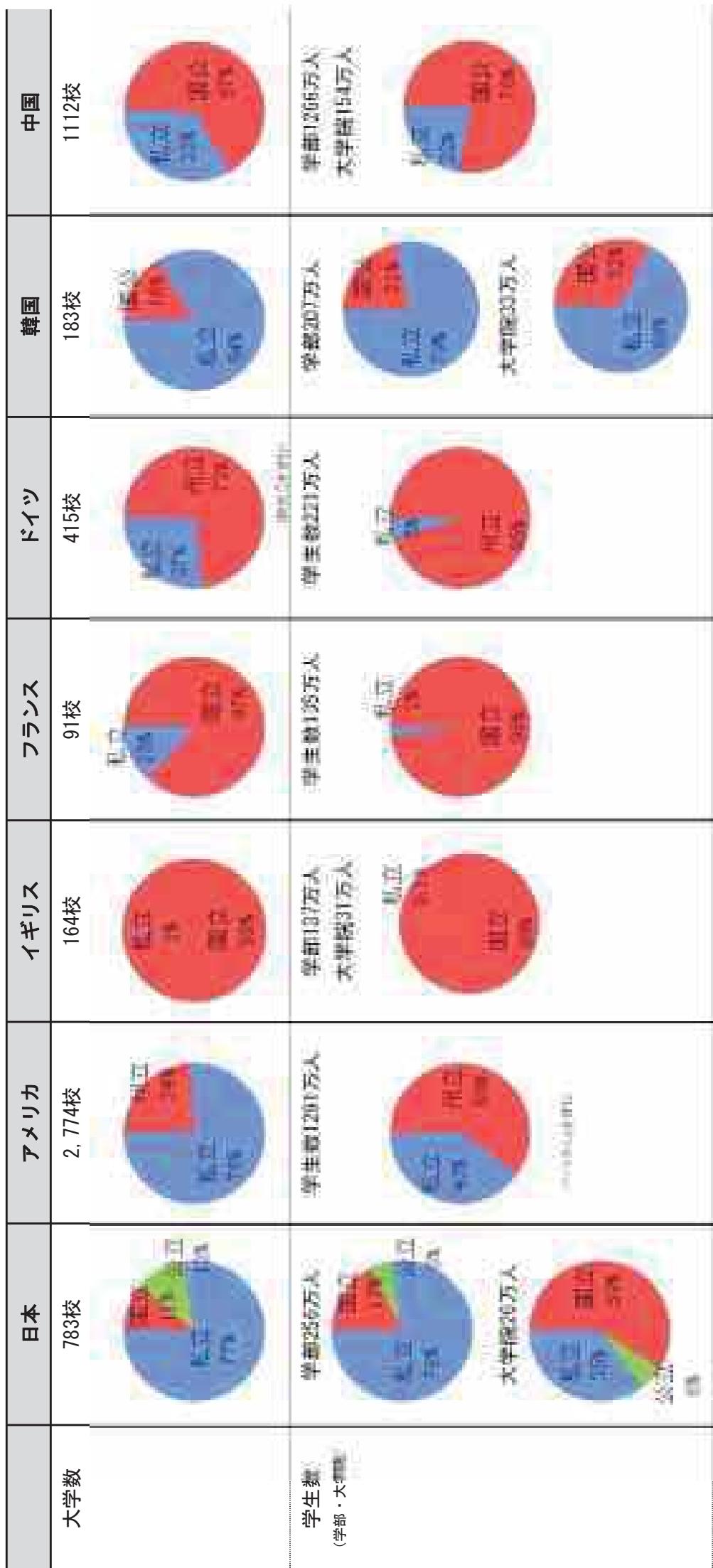
日本は支那が高め、夫子立文怕半が、
（出典）OECD「図表でみる教育（2013）」より作成



（田辺）GENDER、国表でみる教育（ZU13）「おう！」

(6) 主要国の大規模の大学

イギリス、フランス、ドイツは国立大学又は州立大学が7割以上を占めるが、日本、韓国、アメリカは私立大学が7割以上を占めている。



(7) 大学数の人口、在学者数との割合(国際比較)

我が国の人口を大学数で除すと、一大学当たり約16万人となり、在学者数を大学数で除すと、一大学当たり約3,300人となる。大学当たりの人口は、アメリカが多く、ヨーロッパより少ない。大学当たりの在学者数は、欧米諸国より少ない。

	日本 (2012)	アメリカ (2009)	イギリス (2010)	フランス (2010)	ドイツ (2010)	韓国 (2011)
人口(千人)	127,530	307,007	62,262	65,130	81,752	49,779
大学数(校)	783	2,774	164	91	415	183
在学者数(千人)	2,561	12,906	1367.3	1347.2	2,217	2,065
人口(千人) 大学数	162.9	110.7	379.6	715.7	196.7	272.0
在学者数(千人) 大学数	3.3	4.7	8.3	14.8	5.3	11.3

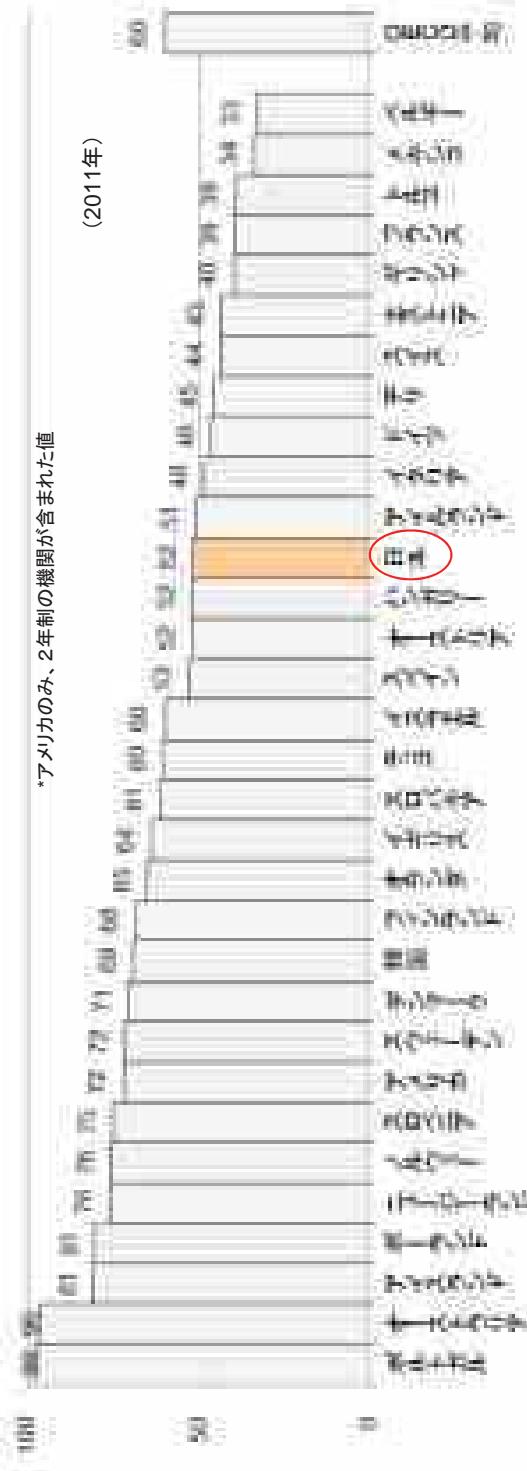
出典：教育指標の国際比較平成25年版（文部科学省）

日本：四年制大学
 アメリカ：総合大学と四年制大学（学生数には、大学院と非学位取得課程を含む）
 イギリス：大学と高等専修学校
 フランス：四年制大学
 ドイツ：大学と高等専門学校
 韓国：四年制大学

(8) 各国の大學生進学率の比較

【大學生進学率】

- 日本の大學生進学率は上昇してきたが、OECD平均に比べると高いとは言えない



出典: OECD「Education at a Glance 2013」

【大學生入学者のうち25歳以上の割合】

- 大學生入学者のうち25歳以上の割合は、OECD平均20%に対して日本は2%と低い

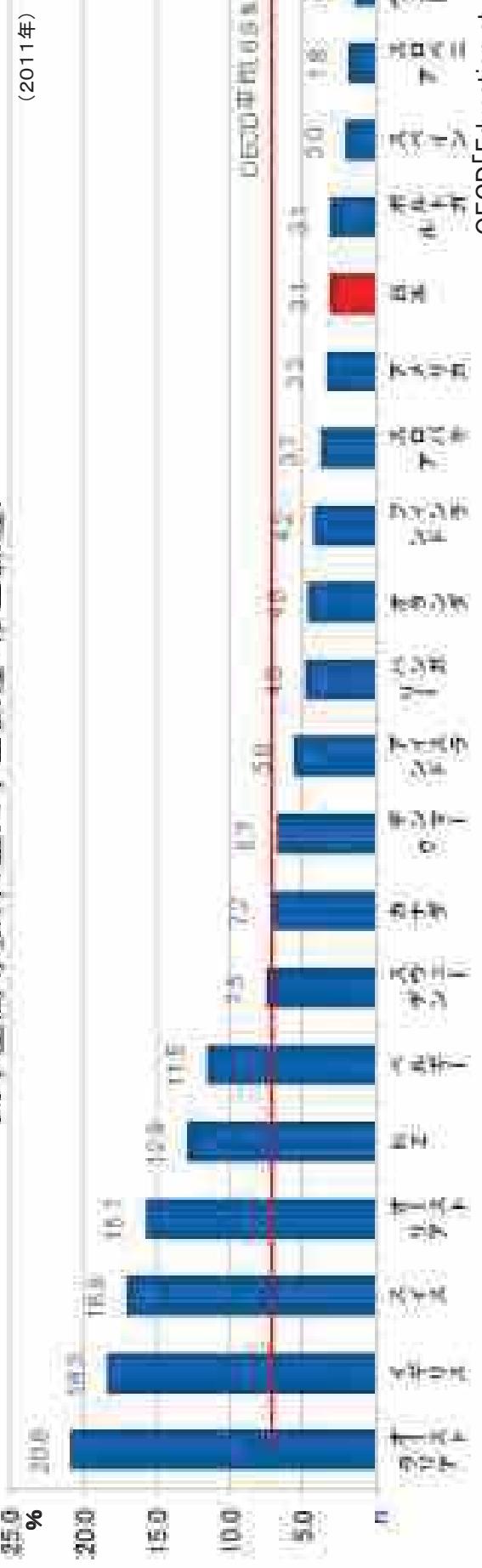


出典: OECD Stat Extracts (2011)。ただし、日本の数値については、「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数。

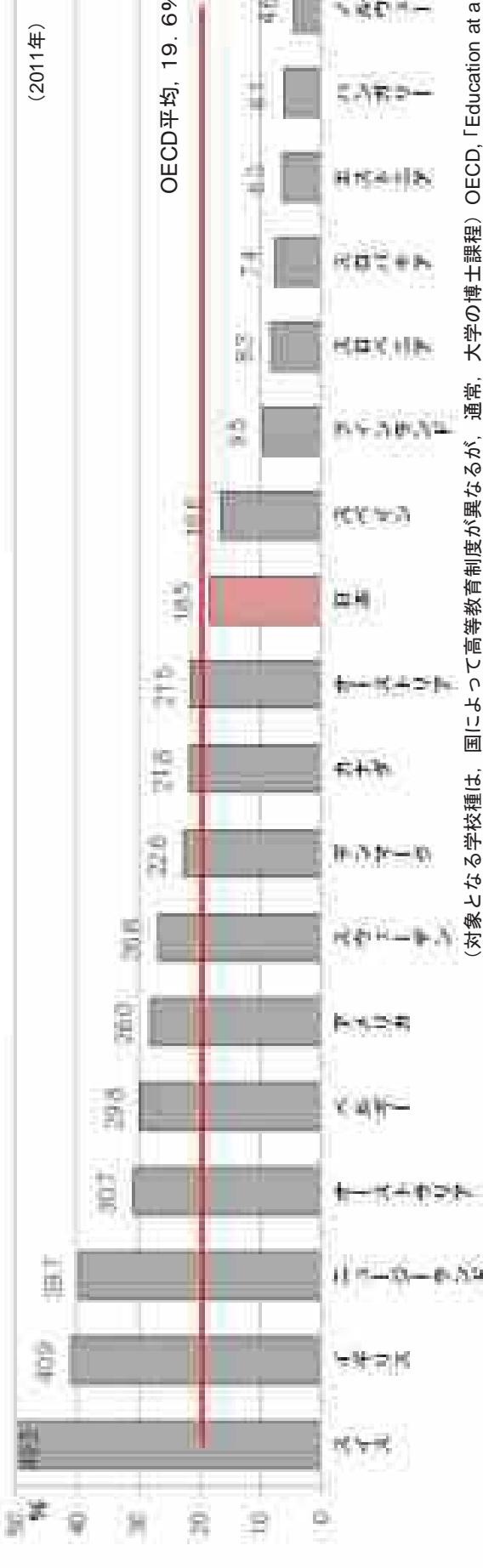
(9) 各国の学生に占める留学生の内訳

学士・修士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は6.9%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。博士課程については、OECD平均は19.6%であるのに対して、日本は18.5%。イギリスの40.9%，アメリカの28.0%等に比較して少ない。

大学型高等教育（主に学士課程・修士課程）



上級研究学位（主に博士課程）



(対象となる学校種は、国によって高等教育制度が異なるが、通常、大学の博士課程) OECD, 「Education at a Glance 2013」

参考2. 国立大学の使命

(1) 大学の目的と国立大学の目的

○ 教育基本法（平成18年12月全部改正）

(大学)

- 第7条 大学は、学術の中心として、①高い教養と専門的能力を培うとともに、②深く真理を探求して新たな知識を見出し、③これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

大学の目的 ⇒ 教育、研究、社会貢献

○ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）

(目的)

- 第1条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

(2) 国立大学の役割

- 1) 世界最高水準の研究・教育の実施
- 2) 大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施
- 3) 需要は必ずしも多くないが重要な学問分野の継承・発展
- 4) 全国的な高等教育の機会均等の確保
- 5) 地域の活性化への貢献
- 6) 計画的な人材養成等への対応

(3) 世界水準の研究・教育の実施① ～世界的な大学ランクシングへの関心の高まり～

- いわゆる大学ランクシングには、民間のものを含めて様々なものが存在する。
- そのうち英国のTimes Higher Education誌が毎年発表しているランクシングでは、2013-14年度版において我が国の大手は5校が200位以内にランクインしている。THE誌は2013-14年度のランクシング公表時、「昨年度の調査においてアジア地域においてアジア地域における支配の陰りを示した日本は今年、充実した年を迎えた」とのコメントを発表。

◆英國Times Higher Education誌「世界大学ランクシング」

[2012-13年度のランキング]

	2013-14年度のランキング		
	[200位以内のアジアの大学数の変化]		
	2012-13	2013-14	2013-14
1	カリフォルニア工科大学(米)	2	ハーバード大学(米)
2	オックスフォード大学(英)	2	オックスフォード大学(英)
2	スタンフォード大学(米)	4	スタンフォード大学(米)
4	ハーバード大学(米)	5	マサチューセッツ工科大学(米)
5	マサチューセッツ工科大学(米)	5	プリンストン大学(米)
6	プリンストン大学(米)	6	ケンブリッジ大学(英)
7	ケンブリッジ大学(英)	7	カリフォルニア大学,バークレー校(米)
8	インペリアル・カレッジ(英)	8	シカゴ大学(米)
9	カリフォルニア大学,バークレー校(米)	9	インペリアル・カレッジ(英)
10	シカゴ大学(米)	10	
27	東京大学	23	東京大学
29	シンガポール国立大学(シンガポール)	26	シンガポール国立大学(シンガポール)
35	香港大学(香港)	43	香港大学(香港)
46	北京大学(中国)	44	ソウル国立大学(韓国)
50	浦項工科大学校(韓国)	45	北京大学(中国)
52	清華大学(中国)	50	清華大学(中国)
54	京都大学	52	京都大学
59	ソウル国立大学(韓国)	56	韓国科学技術院(韓国)
65	香港科技大学(香港)	57	香港科技大学(香港)
68	韓国科学技術院(韓国)	60	浦項工科大学(韓国)
86	南洋理工大学(シンガポール)	76	南洋工科大学(シンガポール)
124	香港中文大学(香港)	109	香港中文大学(香港)
128	東京工業大学	125	東京工業大学
134	国立台湾大学(台湾)	142	国立台湾大学(台湾)
137	東北大阪大学	144	大阪大学
147	大阪大学	150	東北大学
182	香港城市大学(香港)	190	延世大学(韓国)
183	延世大学(韓国)		

	2012-13	2013-14	2013-14
日本	5大学	5大学	5大学
韓國	4大学	4大学	4大学
香港	4大学	3大学	3大学
中國	2大学	2大学	2大学
台灣	1大学	1大学	1大学

【評価指標】

- ①教育(30%)
- ②論文引用(30%)
- ③研究(30%)
- ④国際(7.5%)
- ⑤产学連携(2.5%)

(3) 世界水準の研究・教育の実施②

◆英國Times Higher Education誌

「大学名声ランキング」

【2013年のランキング】

1 ハーバード大学(米)	35 清華大学(中国)
2 マサチューセッツ工科大学(米)	36 香港大学(香港)
3 ケンブリッジ大学(英)	41 ソウル国立大学(韓国)
4 オックスフォード大学(英)	45 北京大学(中国)
5 カリфорニア大学,バークレー校(米)	55 大阪大学
6 スタンフォード大学(米)	60 韓国科学技術院(韓国)
7 プリンストン大学(米)	66 東京工業大学
8 カリفورニア大学サンゼルス校(米)	75 東北大学
9 東京大学	88 復旦大学(中国)
8 イエール大学(米)	99 名古屋大学
23 京都大学	61-70 東京工業大学
22 シンガポール国立大学(シンガポール)	51-60 大阪大学
23 京都大学	61-70 東北大学
35 清華大学(中国)	50-100位の日本の大学
36 香港大学(香港)	
41 ソウル国立大学(韓国)	
45 北京大学(中国)	

(50-100位の日本の大学)

51-60 大阪大学

61-70 東北大学

61-70 東京工業大学

【評価方法】
世界各国の大学関係者による主観的な印象による評価を集計、順位化

◆英國QS社

「世界大学ランキング」

【2013年のランキング】

1 ハーバード大学(米)	35 ソウル国立大学(韓国)
2 マサチューセッツ工科大学(米)	39 香港中文大学(香港)
3 ケンブリッジ大学(英)	41 南洋工科大学(シンガポール)
4 オックスフォード大学(英)	46 北京大学(中国)
5 カリфорニア大学,バークレー校(米)	48 清華大学(中国)
6 スタンフォード大学(米)	55 大阪大学
7 プリンストン大学(米)	60 韓国科学技術院(韓国)
8 カリفورニア大学サンゼルス校(米)	66 東京工業大学
9 東京大学	75 東北大学
8 イエール大学(米)	88 復旦大学(中国)
23 京都大学	99 名古屋大学
22 シンガポール国立大学(シンガポール)	61-70 東京工業大学

【評価指標】
 ①ノーベル賞もしくはフィールズ賞を受賞した卒業生数(10%)
 ②ノーベル賞もしくはフィールズ賞を受賞した教員数(20%)
 ③21の領域分野において被引用頻度の高い研究者の数(20%)
 ④ネイチャーフィールズ賞・サイエンス誌発表論文数(20%)
 ⑤自然科学系及び社会科学系論文インデックスへの掲載論文数(20%)
 ⑥上記5つの指標を教員のフルタイム換算値で割った補正值(10%)

◆上海交通大学

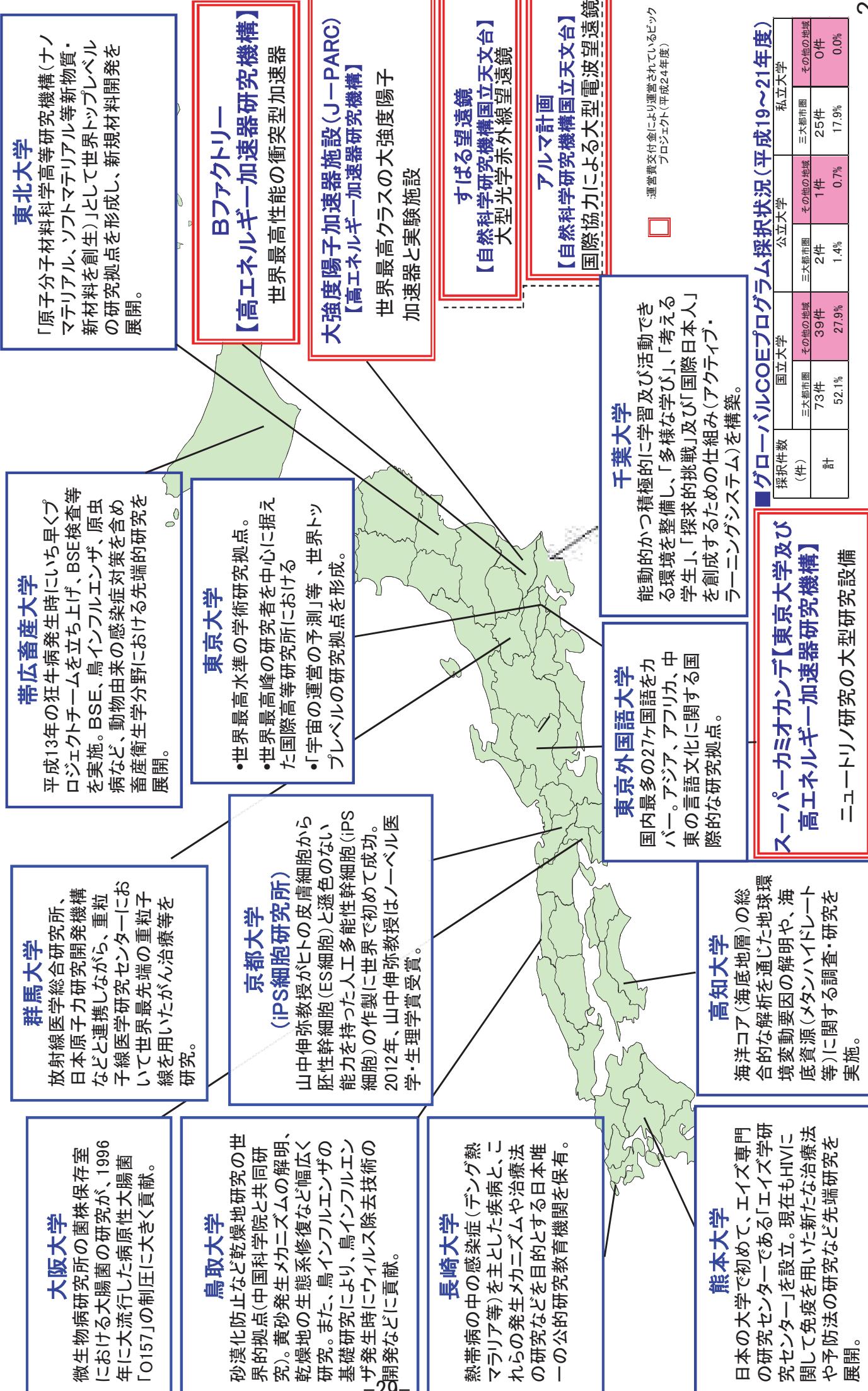
「世界の大学学術ランク」

【2013年のランク】

1 ハーバード大学(米)	1 ハーバード大学(米)
2 スタンフォード大学(米)	2 スタンフォード大学(米)
3 カリフォルニア大学,バークレー校(米)	3 カリフォルニア大学,バークレー校(米)
21 東京大学	21 東京大学
26 京都大学	26 京都大学
85 大阪大学	85 大阪大学

【評価指標】	
①ノーベル賞もしくはフィールズ賞を受賞した卒業生数(10%)	
②ノーベル賞もしくはフィールズ賞を受賞した教員数(20%)	
③21の領域分野において被引用頻度の高い研究者の数(20%)	
④ネイチャーフィールズ賞・サイエンス誌発表論文数(20%)	
⑤自然科学系及び社会科学系論文インデックスへの掲載論文数(20%)	
⑥上記5つの指標を教員のフルタイム換算値で割った補正值(10%)	

(4) 大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施



(5) 需要は必ずしも多くないが重要な学問分野の継承・発展

【例】 外国語を教育課程として授する主な大学一覧

例えば、大学における外国语の教授に関して、公私立では扱いきれない多數の言語を国立大学がカバー

(6) 全国的な高等教育の機会均等の確保

地方における大学教育の機会提供に貢献
国立大学は、学生の6割以上が三大都市圏以外の
地域に所在する大学に在籍

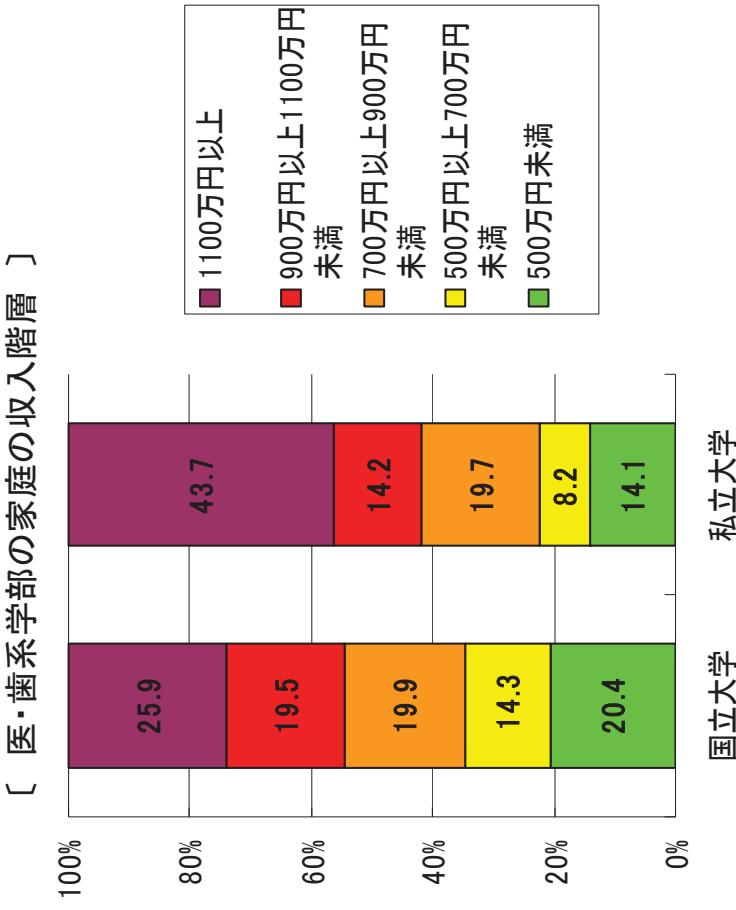
[学部学生の地域別の状況]

	国立	公立	私立
三大都市圏	41%	45%	79%
その他の地域	59%	55%	21%

-31-

家庭の年間収入階層別に見た 学生数の割合

国立大学は私立大学と比較して、幅広い
所得層の学生を受け入れており、大学教
育の機会提供に貢献



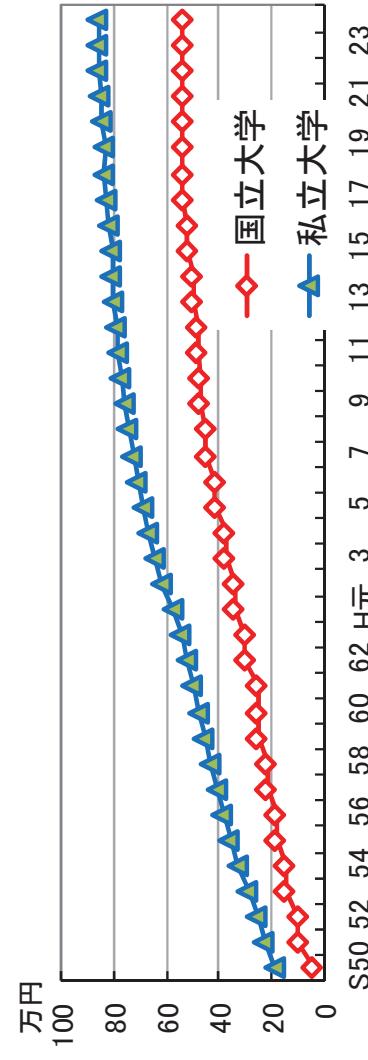
平成22年度学生活調査から作成

低廉な授業料を設定

国立大学は私立大学と比較して低廉な授業料を設定
しており、教育の機会均等に貢献。
※国立(H25標準額)535,800円、私立(H24平均):859,367円

授業料の推移(国立):

昭和50年度 36,000円 → 平成25年度 535,800円



(7) 地域の活性化への貢献 ①

- 三大都市圏（東京圏、中京圏、近畿圏）以外の地方で特に国立大学が大きく貢献 -

■ 大学等別大学等発ベンチャーネット数上位50位の大学(平成24年度実績)

大学数	国立大学		公立大学		私立大学	
	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域
15校	20校	1校	2校	9校	3校	

■ 共同研究実績（金額ベース）・上位50大学(平成24年度実績)

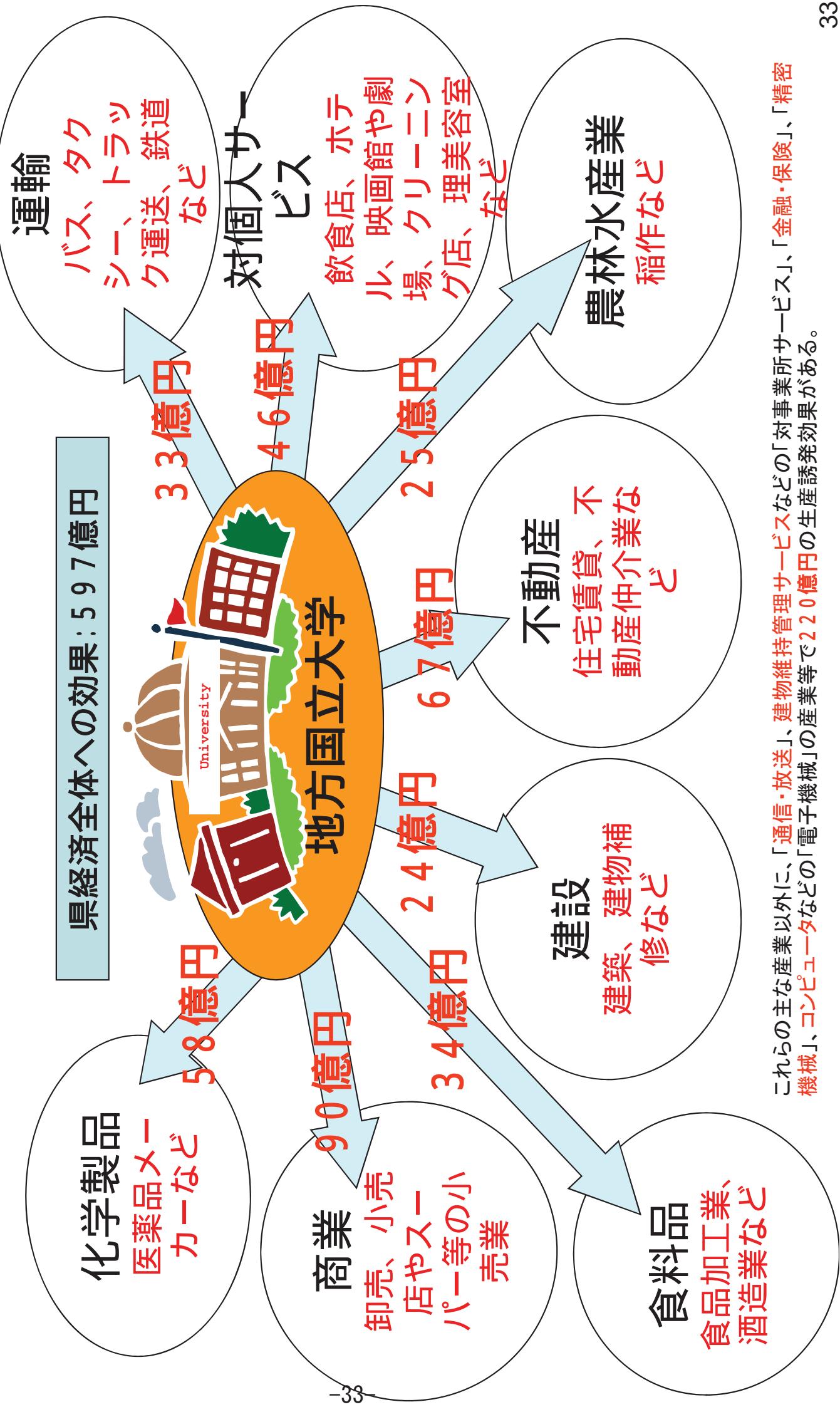
大学数	国立大学		公立大学		私立大学	
	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域
17校	25校	3校	0校	5校	0校	

■ 中小企業との共同研究実績（件数ベース）・上位50大学(平成24年度実績)

大学数	国立大学		公立大学		私立大学	
	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域
13校	32校	1校	0校	4校	0校	0校
件数	1,074件	1,879件	87件	0件	165件	0件
件数のシェア	33%	59%	3%	0%	5%	0%

(7) 地域の活性化への貢献②

- 地方国立大学の年間の教育研究活動により、大学の立地する県経済に大きな経済効果が発生 -



これらの主な産業以外に、「通信・放送」、「建物維持管理サービス」、「金融・保険」、「精密機械」、「コンピュータなどの「電子機械」の産業等で220億円の生産誘発効果がある。

(7) 地域の活性化への貢献③

- 地方国立大学の年間の教育研究活動により、大学の立地する県経済に大きな経済効果が発生 -

大学名	県内生産誘発額		付加価値誘発額 (県内総生産比率、%)	雇用効果 (県内従業者比率)	運営費交付金 (H21予算額)
	直接効果	総合効果			
弘前大学	279億円	407億円 (1.46倍)	255億円 (0.6%)	6,783人 (0.9%)	112億円
群馬大学	393億円	597億円 (1.52倍)	338億円 (0.4%)	9,114人 (0.9%)	122億円
三重大学	305億円	428億円 (1.40倍)	227億円 (0.3%)	6,895人 (0.8%)	122億円
山口大学	433億円	667億円 (1.54倍)	385億円 (0.7%)	9,007人 (1.2%)	138億円
山梨大学	291億円	415億円 (1.43倍)	248億円 (0.7%)	6,339人 (1.4%)	97億円
徳島大学	393億円	575億円 (1.46倍)	—	—	144億円
鹿児島大学	464億円	867億円 (1.87倍)	515億円 (1.0%)	7,975人 (1.1%)	167億円

(8) 計画的な人材養成への対応

■ 計画的・重点的人材養成への対応

- ・昭和32～35年度 理工系学生8,000人増募計画
- ・昭和36～42年度 理工系学生16,000人増募計画(20,000人に上方修正した上で、36～38の3か年で完遂等)

■ 理工分野での大学院在学者の状況(平成25年度)

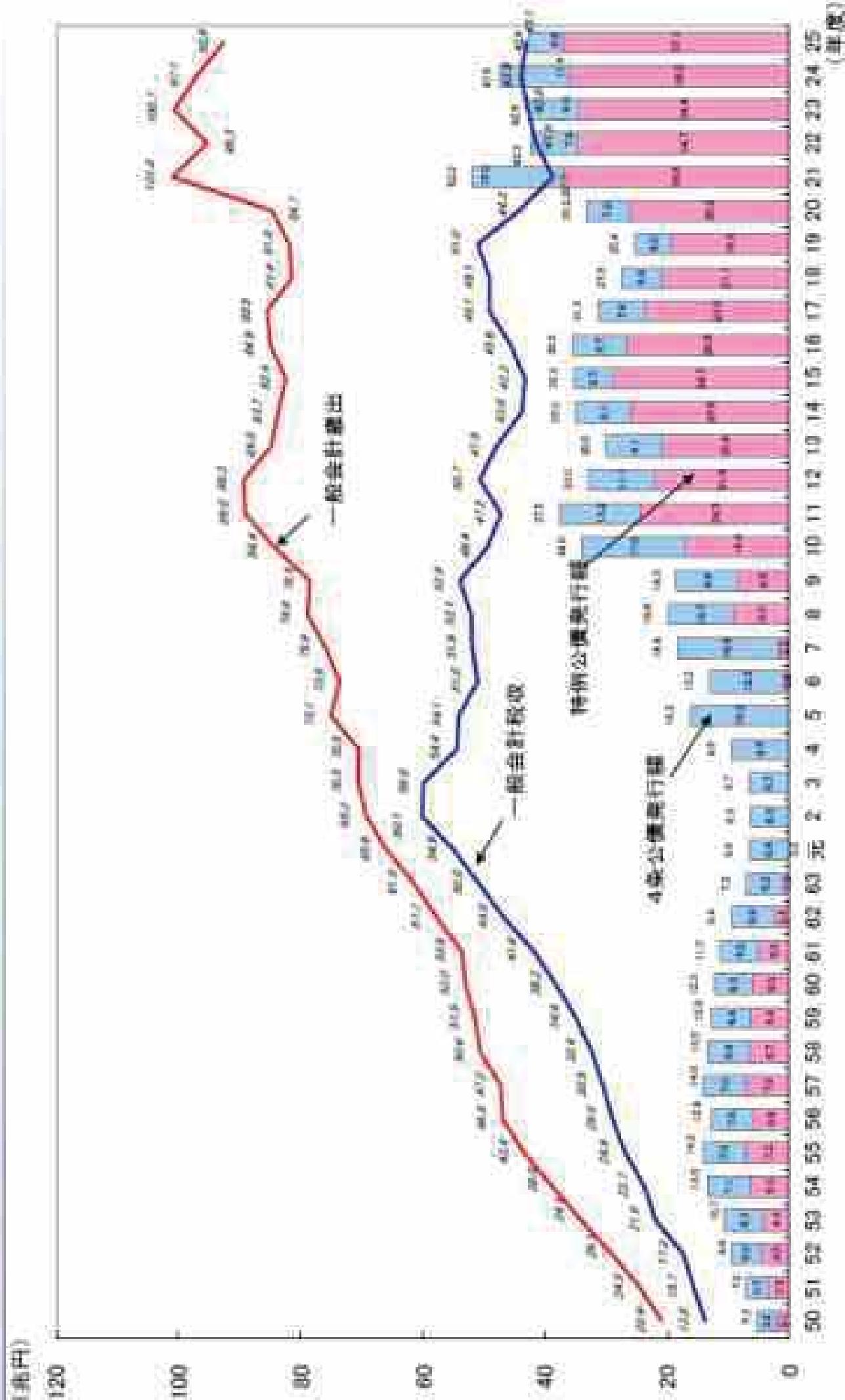
修士課程	国立		公立		学生数	割合	私立	割合
	学生数	割合	学生数	割合				
全分野	94,668	58.2%	10,685	6.6%	57,340		35.2%	
理・工・農・保	66,657	65.7%	7,005	6.9%	27,863		27.4%	
理・工	53,485	65.7%	4,955	6.1%	23,024		28.3%	

博士課程	国立		公立		学生数	割合	私立	割合
	学生数	割合	学生数	割合				
全分野	51,061	69.1%	4,682	6.3%	18,174		24.6%	
理・工・農・保	36,530	74.4%	3,321	6.8%	9,266		18.9%	
理・工	15,462	82.8%	982	5.3%	2,230		11.9%	

(平成25年学校基本調査)

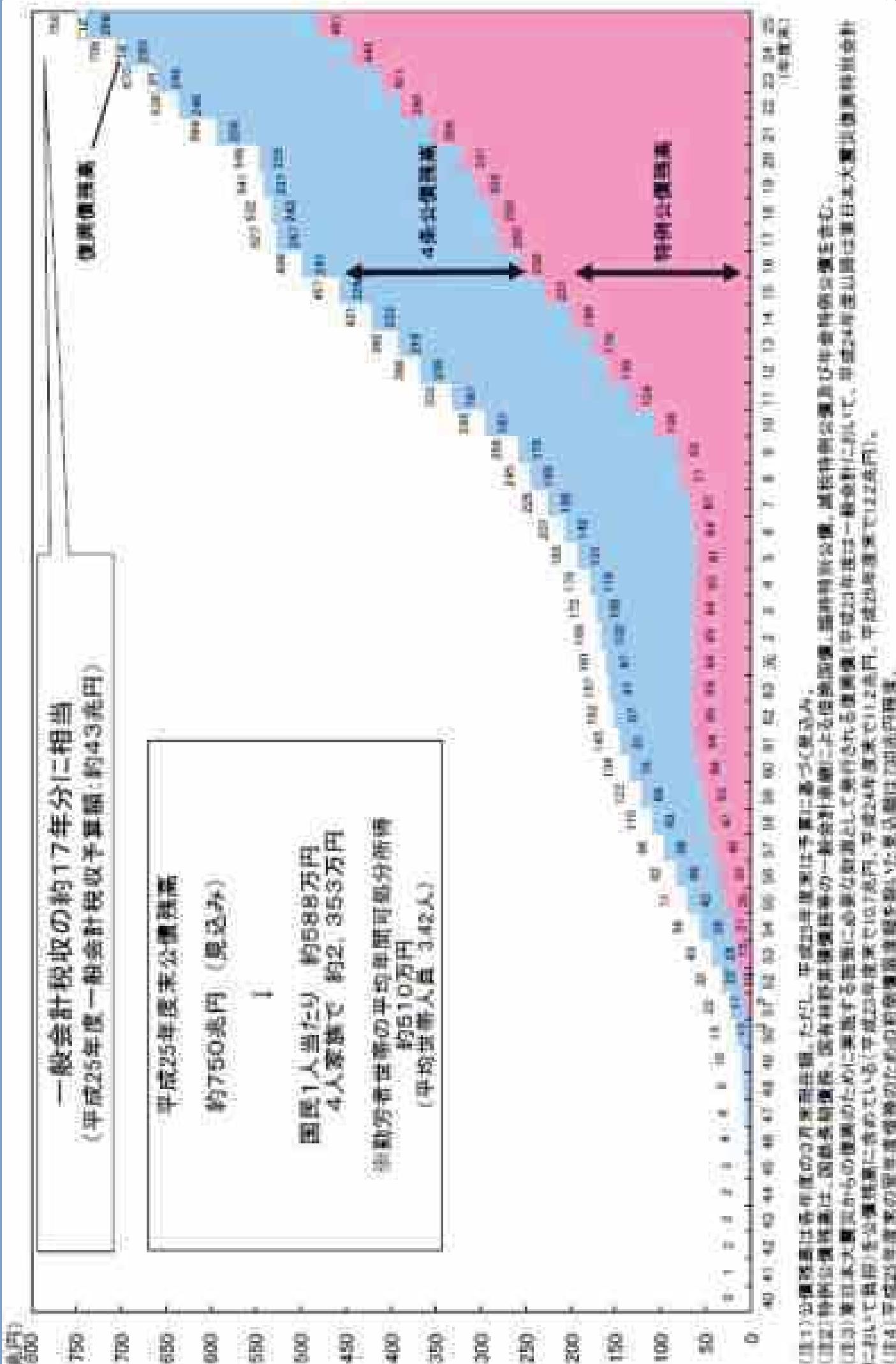
参考3. 国立大学法人への財政支援

(1) 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

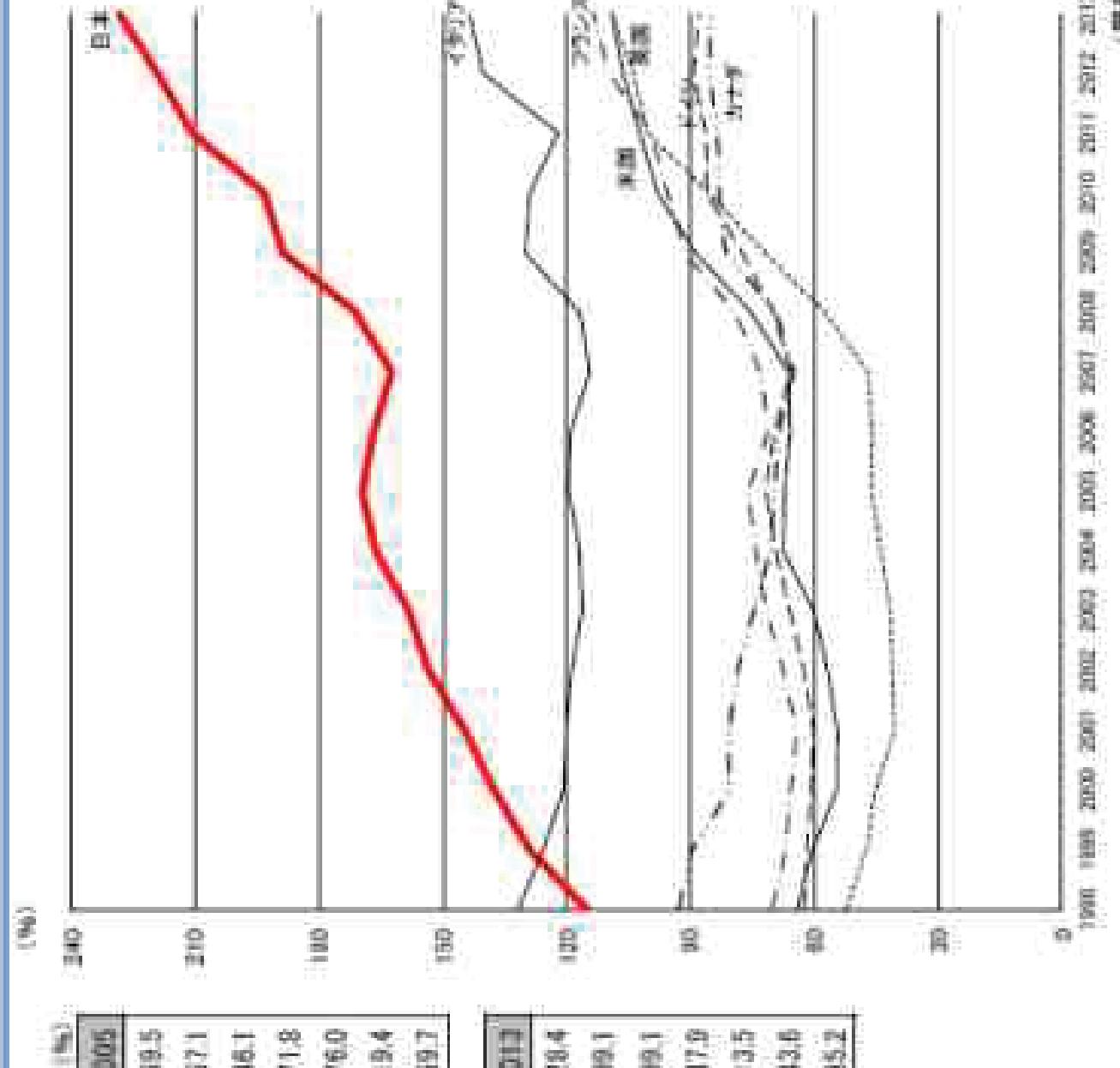


（二）本邦の農業生産の現状と問題点

(2) 公債残高の累増



(3) 債務残高の国際比較(対GDP比)

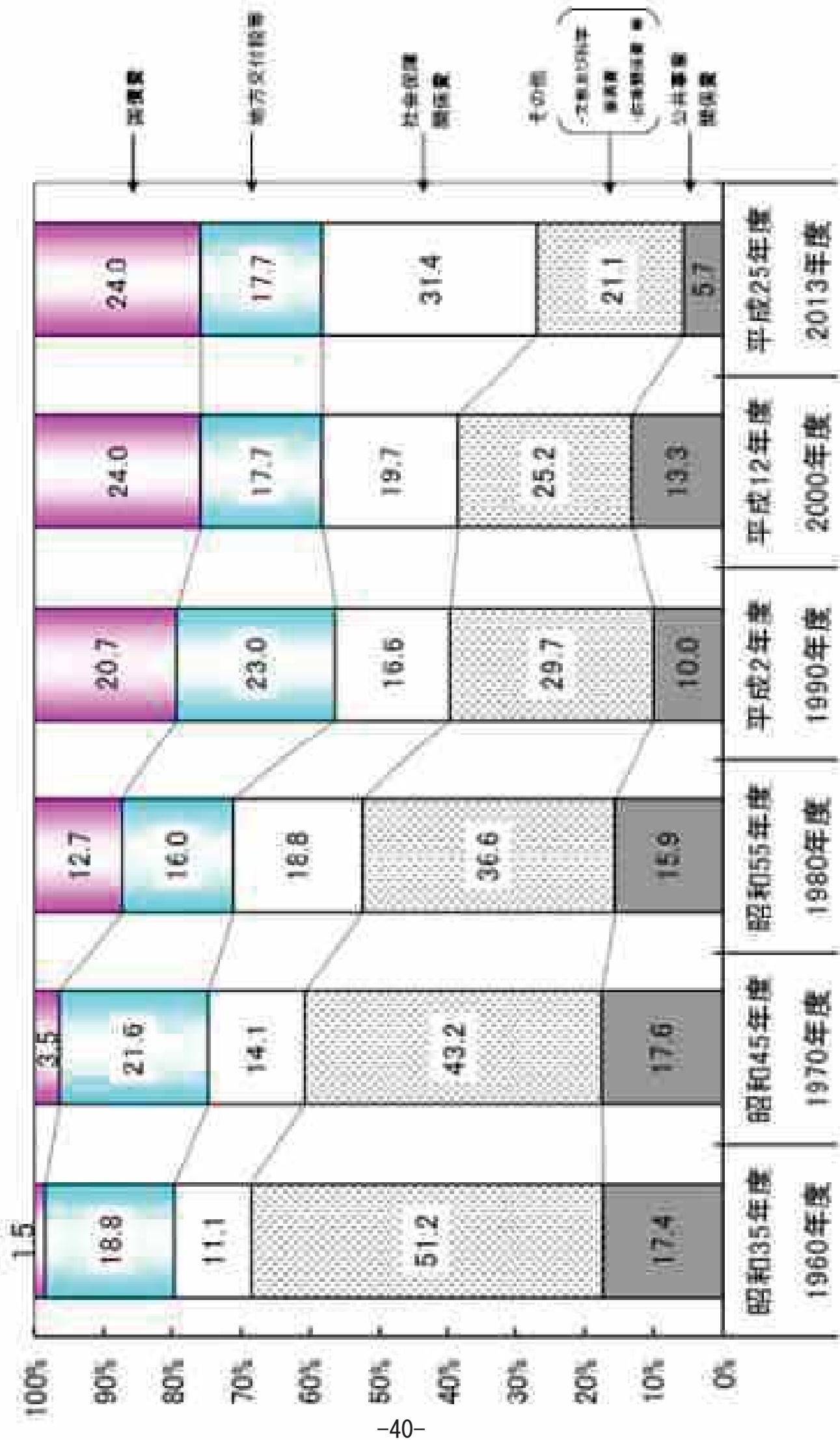


年	日本	フランス	イタリア
1990	106.8	102.4	171.1
1991	105.8	96.3	173.0
1992	105.6	97.0	171.5
1993	105.5	97.0	172.0
1994	105.4	97.0	172.6
1995	105.3	97.5	173.5
1996	105.2	98.0	174.3
1997	105.1	98.5	175.2
1998	105.0	99.0	176.1
1999	104.9	99.5	177.0
2000	104.8	100.0	178.9
2001	104.7	100.5	179.8
2002	104.6	101.0	180.7
2003	104.5	101.5	181.6
2004	104.4	102.0	182.5
2005	104.3	102.5	183.4

(出典)OECD "Economic Outlook" (2005年4月)

※ 資料は一括表示です。

(4) 一般会計歳出に占める主要経費の割合の推移



(注) 平成12年度までは決算、25年度は予算による。

(5) 国立大学法人運営費交付金予算額の推移

[平成16年度運営費交付金予算額 1兆2,415億円]

教 育 研 究 経 費 相 当 分	附屬病院 診療相当分 584億円	特別教育研究経費 (対前年度▲4億円減)	特 殘 要 因 経 費 1,306億円
[平成17年度運営費交付金予算額 1兆2,317億円[対前年度▲98億円減(▲0.8%減)]]			
教 育 研 究 経 費 相 当 分	附屬病院 診療相当分 499億円 (対前年度▲85億円減)	特別教育研究経費 (対前年度▲6億円増)	特 殘 要 因 経 費 1,383億円 (対前年度▲8億円増)
[平成18年度運営費交付金予算額 1兆2,214億円[対前年度▲103億円減(▲0.8%減)]]			
教 育 研 究 経 費 相 当 分	附屬病院 診療相当分 425億円 (対前年度▲74億円減)	特別教育研究経費 (対前年度▲14億円増)	特 殘 要 因 経 費 1,431億円 (対前年度▲4億円増)
[平成19年度運営費交付金予算額 1兆2,043億円[対前年度▲171億円減(▲1.4%減)]]			
教 育 研 究 絏 費 相 当 分	附屬病院 診療相当分 367億円 (対前年度▲59億円減)	特別教育研究経費 (対前年度▲19億円減)	特 殘 要 因 経 費 1,378億円 (対前年度▲53億円減)
[平成20年度運営費交付金予算額 1兆1,813億円[対前年度▲230億円減(▲1.9%減)]]			
教 育 研 究 絏 費 相 当 分	附屬病院 診療相当分 308億円 (対前年度▲50億円減)	特別教育研究経費 (対前年度▲9億円増)	特 殘 要 因 経 費 1,289億円 (対前年度▲90億円減)
[平成21年度運営費交付金予算額 1兆1,695億円[対前年度▲110億円減(▲1.0%減)]]			
教 育 研 究 絏 費 相 当 分	附屬病院 診療相当分 207億円 (対前年度▲101億円減)	特別教育研究経費 (対前年度▲73億円増)	特 殘 要 因 経 費 1,166億円 (対前年度▲122億円減)
[平成22年度運営費交付金予算額 1兆1,585億円[対前年度▲110億円減(▲0.9%減)]]			
一 般 運 営 費 支 付 金	附屬病院 運営費支付金 197億円 (対前年度▲101億円減)	特別運営費支付金 873億円 (対前年度▲10億円増)	特 殘 要 因 運営費支付金 1,154億円 (対前年度▲122億円減)
[平成23年度運営費交付金予算額 1兆1,528億円[対前年度▲58億円減(▲0.5%減)]]			
一 般 運 営 費 支 付 金	附屬病院 運営費支付金 183億円 (対前年度▲62億円減)	特別運営費支付金 910億円 (対前年度▲36億円増)	特 殘 要 因 運営費支付金 1,122億円 (対前年度▲122億円減)
[平成24年度運営費交付金予算額 1兆1,366億円[対前年度▲62億円減(▲1.4%減)]] ※うち給与臨時特例法等の影響額: ▲425億円(▲3.7%減)			
一 般 運 営 費 支 付 金	附屬病院 運営費支付金 173億円 (対前年度▲76億円減)	特別運営費支付金 910億円 (対前年度▲90億円増)	特 殘 要 因 運営費支付金 991億円 (対前年度▲91億円減)
[平成25年度運営費交付金予算額 1兆1,23億円[対前年度▲574億円減(▲5.1%減)]] ※うち給与臨時特例法等の影響額: ▲425億円(▲3.7%減)			
一 般 運 営 費 支 付 金	附屬病院 運営費支付金 163億円 (対前年度▲85億円減)	特別運営費支付金 1,027億円 (対前年度▲231億円減)	特 殘 要 因 運営費支付金 969億円 (対前年度▲49億円増)
[平成26年度運営費交付金予定額 1兆1,123億円[対前年度▲331億円増(3.1%増)]] 331億円増			
一 般 運 営 費 支 付 金	附屬病院 運営費支付金 1513億円 (対前年度▲68億円減)	特別運営費支付金 1,027億円 (対前年度▲231億円減)	特 殘 要 因 運営費支付金 969億円 (対前年度▲49億円増)

- ※1. 平成19年度運営費交付金予算額における「教育研究経費相当分」及び「特別教育研究経費」においては、一部組替記録を行っている。
- 2. 平成21年度運営費交付金予算額における「教育研究経費相当分」及び「特別教育研究経費」においては、一部組替記録を行っている。
- 3. 平成23年度運営費交付金予算額における「一般運営費交付金」、「附属病院運営費交付金」及び「特別運営費交付金」においては、一部組替記録を行っている。
- 4. 平成24年度運営費交付金予算額、平成25年度運営費交付金予算額及び平成26年度予算額には、上記のほか、復興特別会計上分がある（平成24年度予算額：57億、平成25年度予算額：11億円、平成26年度予算額：7億円）。
- 5. 項目毎に四捨五入を行つたため、計が一致していないものがある。

(6) 国立大学法人運営費交付金の基本的な考え方

国は、各国立大学が6年間の中期目標期間を、中期目標・中期計画に沿つて、**着実に教育研究を展開し得るよう、基盤的経費として運営費交付金を措置。**

- ◆ 渡し切りの運営費交付金を措置。
 - 運営費交付金の算定に当たり、人件費・物件費の区分なし。
 - ◆ 事業の効率化など経営努力による一定の減額を求める。
 - 教育研究経費等は一律に年1%減額。【効率化係数】**廃止**
 - (23' 以降は既存事業や組織の見直しを求める「大学改革促進係数」に変更)
 - 附属病院には年2%の增收ノルマ、增收を前提に交付金を減額。
 - 【経営改善係数】**撤廃**
 - ◆ 大学の努力と成果に応じ各大学の取組を幅広く支援。
 - 新たな教育研究ニーズに対応した各大学の取組についての事業などを「特別教育研究経費」(22' 以降は「特別経費」に名称変更)により支援。
(有識者の審査を経た優れた取組を支援。運営費交付金を増額させる仕組み)

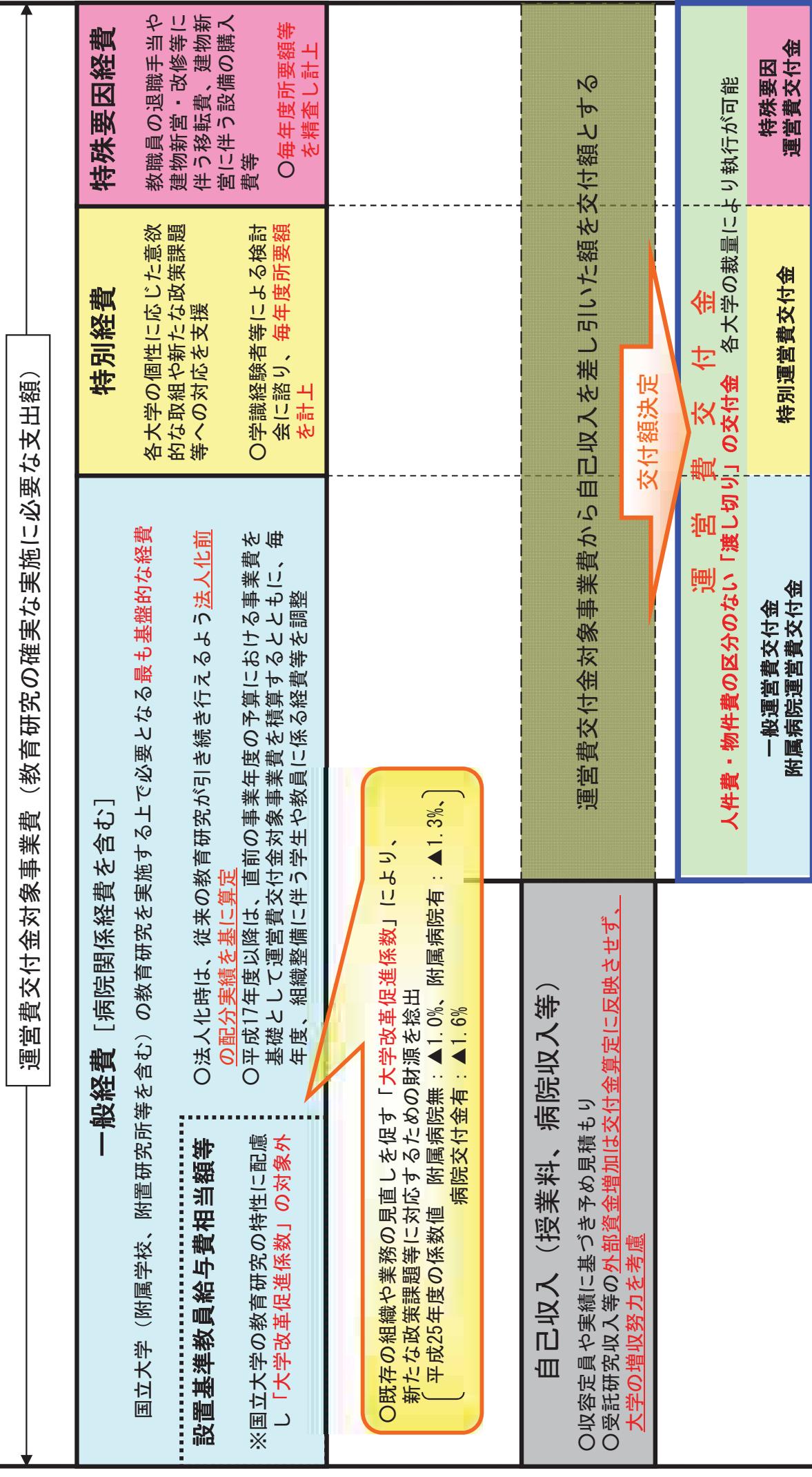
【参考：国立大学法人法に対する附帯決議】

- 運営費交付金等の算定に当たっては、公正性・透明性を確保するとともに、各法人の規模等その特性を考慮。
- 法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に教育研究が確実に実施されるよう必要な所要額を確保。

[平成15年5月16日衆議院文部科学委員会、平成15年7月8日参議院文教科学委員会]

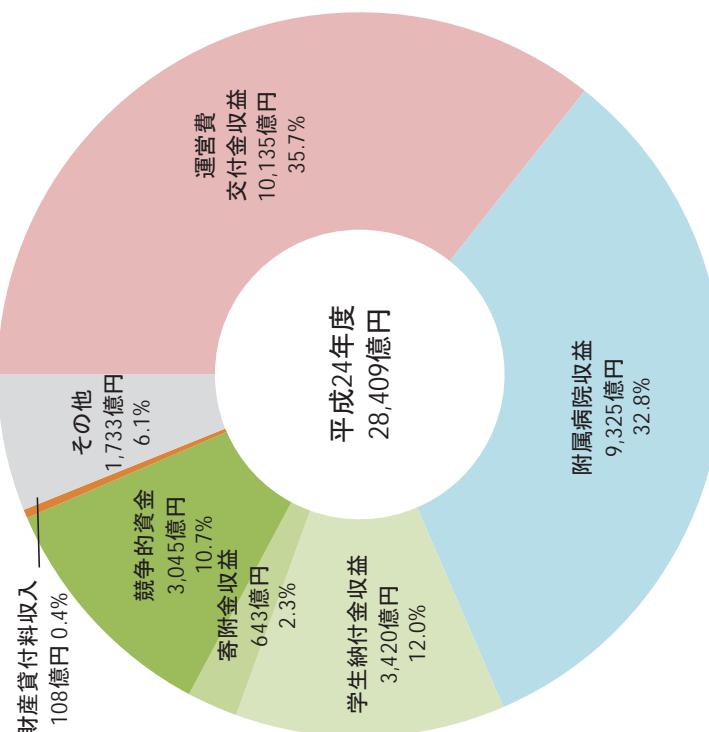
(7) 国立大学法人運営費交付金算定方法の概要

- ・ 法人化時（平成16年度予算）においては、法人化前の公費投入額を踏まえ、引き続き従来の教育研究を行うのに必要な経費と自己収入額を算定し、交付額を決定。
- ・ 平成17年度以降は、前年度の算定をベースに、諸係数を乗じるなどして交付額を決定する仕組み。

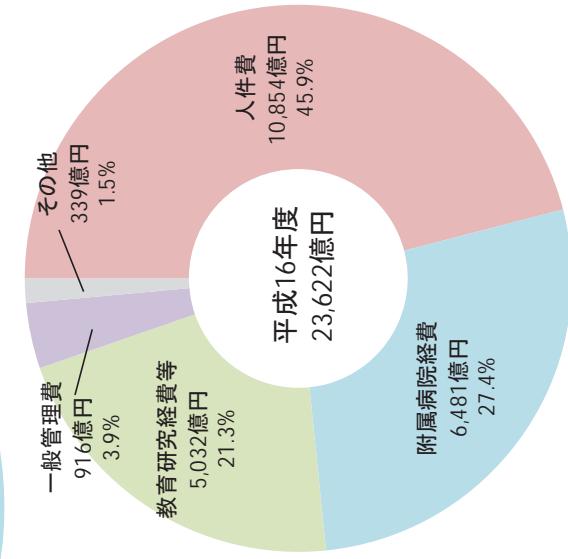
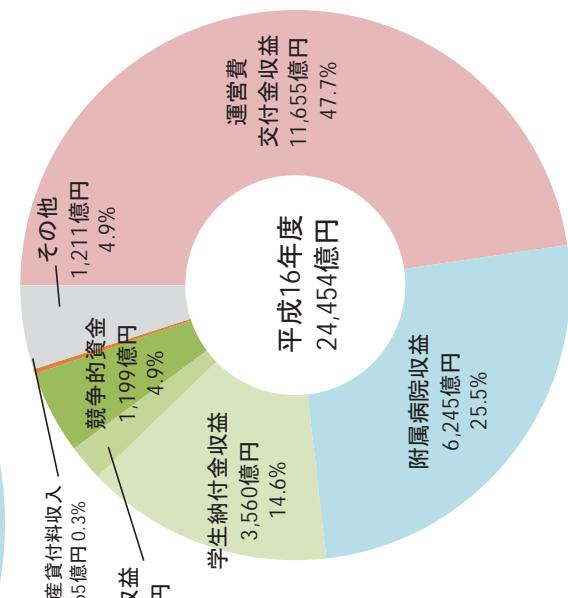
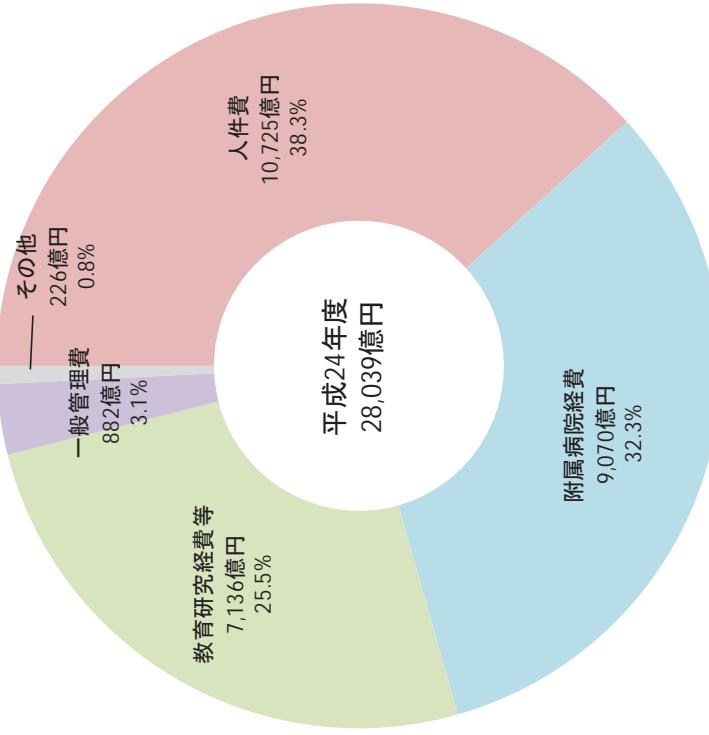


(8) 国立大学法人の収支状況(平成24年度)

経常収益



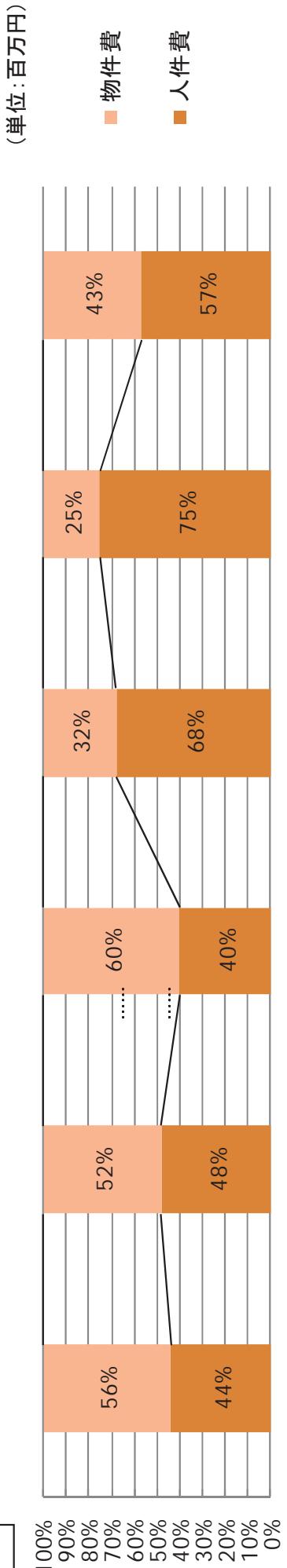
経常費用



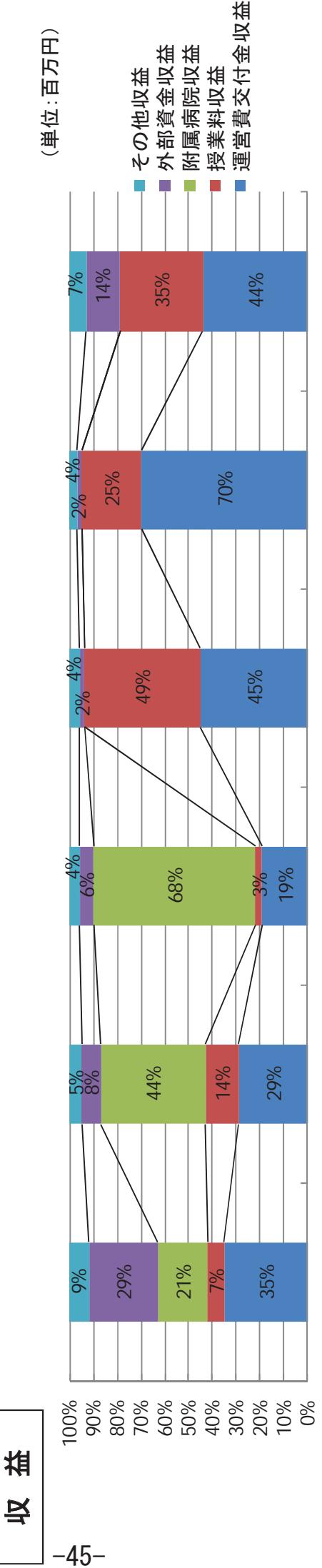
(9) 国立大学法人の財務状況

－大学の類型・性格により状況はさまざま－

費用



収益



東京大学
(旧7帝大学)

新潟大学
(総合大学)

浜松医科大学
(文科系)

奈良教育大学
(教育系)

九州工業大学
(理工系)

	東京大学	新潟大学	浜松医科大学	小樽商科大学	奈良教育大学	九州工業大学
経常収益	213,831	52,664	25,017	2,709	3,401	10,283
うち運営費交付金	75,792	15,243	4,787	1,232	2,392	4,567

(出典) 平成24年度財務諸表

○外部資金収益には、受託研究等収益、施設費収益及び研究開発収益の他、寄附金収益等収益が含まれている。

文部科学省研究振興局

大学共同利用機関法人の現状について

目 次

大学共同利用機関の制度等について

- 大学共同利用機関法人について
- 大学共同利用機関について
- 大学共同利用機関の構成
- 大学共同利用機関法人と国立大学法人、独立行政法人の比較
- 大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点の研究施設の比較

大学共同利用機関の取組について

 - 共同研究の実施状況
 - 近年の研究成果事例
 - 学術国際協定の締結状況
 - 機構長のリーダーシップによる戦略的・重点的な資源分配分
 - 機構の一体的な運営に関する取組例
 - 大学共同利用機関における機構を越えた連携について

大学共同利用機関法人について

大学共同利用機関法人とは

我が国の学術研究の向上と均衡ある発展を図るため、大
学共同利用機関を設置することを目的として、国立大学法人
法に基づき、設置される法人

等運當組織

命の長の構機の

- 機構長は、「機構長選考会議」の選考に基づき文部科学大臣が任命
中期目標は、文部科学大臣が、あらかじめ各機構(法人)の意見を聴
きその意見に配慮して定める
中期目標期間は6年

評価

- 「国立大学法人評価委員会」が大学評価・学位授与機構の行う教育研究評価の結果を尊重しつつ、総合的に評価。各年度終了時には、教育研究の専門的な観点からの評価は実施しない。

○運営組織

- ◆役員会 ◆構成員：機構長、理事（機構外者含む）
 - ◆役割：教學・經營の両面の重要事項を議決
 - ◆経営協議会 ◆構成員：機構内代表者と機構外有識者（半数以上）
 - ◆役割：経営に関する重要事項を審議
 - ◆教育研究評議会 ◆構成員：教育研究に関する機構内代表者と機構外有識者（半数以上）
 - ◆役割：教育研究に関する重要事項を審議

○研究に対する国との関与

- ・真理の探求を目的とし、未知の領域を開拓するという性格上、個々の研究者の自主的な発意に負うところが大きく、研究者の発意に先立つ、国が予め目標を設定する手法は不適切であることがある。

〈参考〉国立大学法人法(抜粋)

(定義)
第2条第3項 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。
第2条第4項 この法律において「大学共同利用機関」とは、…大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

各大学共同利用機関法人大研究分野

1000

- 國立大學法人(86法人)

人間文化研究機構

(機構長：金田 章裕)

大学共同利用機関法人（4 法人）

国立大学法人等（90 法人）

大学研究

同利用
天文、物質科学、エネルギー科学、生命科学その他の自然科学
に関する研究

高エネルギー加速器研究機構
規則

高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネルギー加速器の性能の向上を図るための研究

(機構長:北川 源四郎)

情報に関する科学の総合研究並びに当該研究を活用した自然科学研究及び社会における研究諸現象等の体系的な解明に関する研究

大学共同利用機関について

基本的位置付け

- 個々の大学に属さない「大学の共同利用の研究所」(国立大学法人法により設置された大学と等質の学術研究機関)。
- 個々の大学では整備できない大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等を、全国の大学の研究者に提供する我が国独自のシステム。
- 各分野の研究者コミュニティの強い要望により、国立大学の研究所の改組等により設置された経緯。
- 平成16年の法人化で、異なる研究者コミュニティに支えられた複数の機関が機関を構成したことにより、新たな学問領域の創成を企図。

組織的特性

- 関連分野の外部研究者が半数以上である運営会議が、人事も含めた運営全般に開催
- 常に「研究者コミュニティ全体にとって最適な研究所」であることを求められる存在（自発的改革がビトルインされた組織）
- 共同研究を行うに相応しい、流動的な教員組織
(大規模な客員教員・研究員枠、准教授までは任期制、内部昇格禁止等)

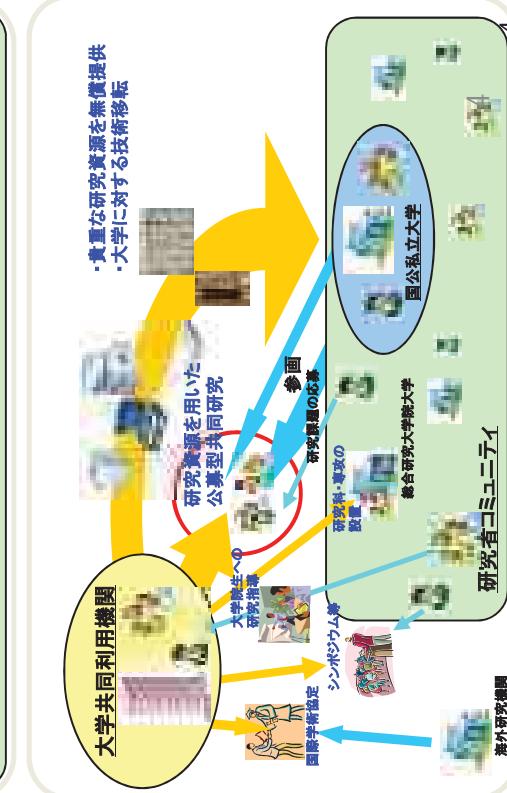
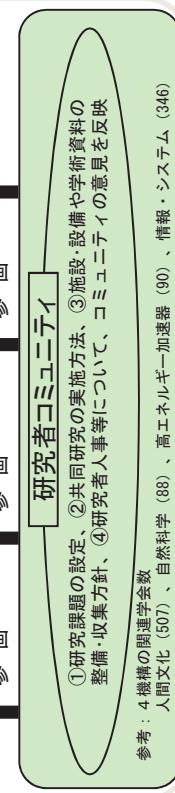
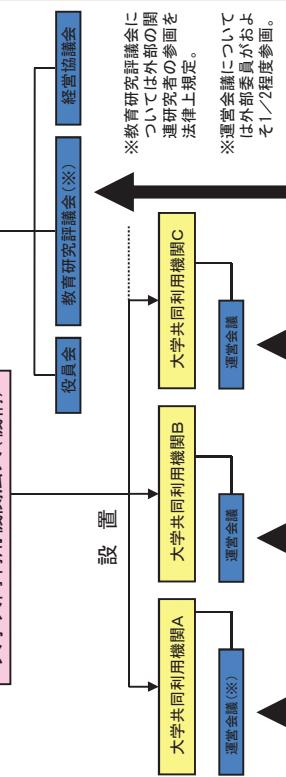
具体的取組内容

- ①大規模な施設・設備や大量の学術情報・データ等の貴重な研究資源を全国の大學生の研究者に無償で提供。
- ②研究課題を公募し、全国の研究者の英知を結集した共同研究を実施。
- ③全国の大学に対する技術移転(装置開発支援、実験技術研修の開催)。
- ④狭い専門分野に陥りがちな研究者に交流の場を提供(シンポジウム等)。
- ⑤当該分野のCOEとして、国際学術協定等により世界への窓口として機能。
- ⑥優れた研究環境を提供し、大学院教育に貢献。
(大学院生の研究指導を受託、総合研究大学院大学の専攻を設置。)

施設・設備、学術資料等の例

- 電子・陽電子衝突型加速器
【Bファクトリーアクセス】
[立文台]
- 大型ヘリカル装置
【LHD】
[融合科学研究所]
- DNAデータバンク
【DDBJ】
[情報・システム研究機構国際遺伝学研究所]
- 文献資料 調査・収集件数
マクロファイル：47,701リール
紙媒体写真：86,308冊
史料：473件(約550万点)
写本・版本：49,481冊
【人間文化研究機構国文学研究資料館】
- 極端紫外光実験施設
【UVSOR】
[自然科学研究機構分子科学研究所]
- 「すばる」
【自然科学研究機構国立天文台】

大学共同利用機関法人(機構)



※数字はいずれも平成24年度概算

大学共同利用機関の構成

①人間文化研究機構（機構長：金田 章裕）

機関名	研究目的	所在地
国立歴史民俗博物館	我が国の歴史資料、考古資料及び民俗資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに歴史学、考古学及び民俗学に関する調査研究	千葉県佐倉市
国文学研究資料館	国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存	東京都立川市
国立国語研究所	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査研究並びにこれに基づく資料の作成及び公表	東京都立川市
国際日本文化研究センター	日本文化に関する国際的及び学際的な総合研究並びに世界の日本研究者に対する研究協力	京都府京都市
総合地球環境学研究所	地球環境学に関する総合研究	京都府京都市
国立民族学博物館	世界の諸民族に関する資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに民族学に関する調査研究	大阪府吹田市

②自然科学研究機構（機構長：佐藤 勝彦）

機関名	研究目的	所在地
国立天文台	天文学及びこれに関する分野の研究、天象観測並びに暦書編製、中央標準時の決定及び現示並びに時計の検定に関する事務	東京都三鷹市
核融合科学研究所	核融合科学に関する総合研究	岐阜県土岐市
基礎生物学研究所	基礎生物学に関する総合研究	愛知県岡崎市
生理学研究所	生理学に関する総合研究	
分子科学研究所	分子の構造、機能等に関する実験的研究及びこれに関する理論的研究	

③高エネルギー加速器研究機構（機構長：鈴木 厚人）

機関名	研究目的	所在地
素粒子原子核研究所	高エネルギー加速器による素粒子及び原子核に関する実験的研究並びにこれに関する理論的研究	茨城県つくば市
物質構造科学研究所	高エネルギー加速器による物質の構造及び機能に関する実験的研究並びにこれに関する理論的研究	

④情報・システム研究機構（機構長：北川 源四郎）

機関名	研究目的	所在地
国立極地研究所	極地に関する科学の総合研究及び極地観測	東京都立川市
国立情報学研究所	情報学に関する総合研究並びに学術情報の流通のための先端的な基盤の開発及び整備	東京都千代田区
統計数理研究所	統計に関する数理及びその応用の研究	東京都立川市
国立遺伝学研究所	遺伝学に関する総合研究	静岡県三島市 5

大学共同利用機関法人と国立大学法人、独立行政法人の比較

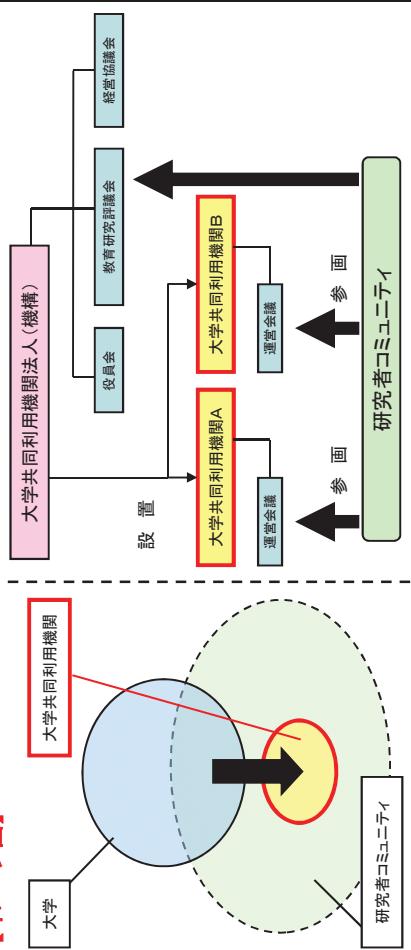
	大学共同利用機関法人	国立大学法人	独立行政法人
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人法 ○各法人は法別表に規定 ○法人が設置する大学共同利用機関は省令に規定 	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人法 ○法人及び法人が設置する国立大学は法別表に規定 	<ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人通則法 ○各独立行政法人は個別法に規定
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ○国は、業務運営における自主性への配慮に加え、国立大学における教育研究の特性（自主性、自律性、専門性、長期性）に常に配慮しなければならない（国立大学法人法第3条） 	<ul style="list-style-type: none"> ○国は、法人の業務運営における自主性に配慮しなければならない（独立行政法人通則法第3条） 	
長の任命	<ul style="list-style-type: none"> ○機構長（学長）を法人の長とする ○機構長（学長）は、「機構長（学長）選考会議」の選考に基づき文部科学大臣が任命 	<ul style="list-style-type: none"> ○主務大臣が法人の長を任命 	
中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○中期目標は、文部科学大臣が、あらかじめ各機構（法人）の意見を聴き、その意見に配慮して定める ○中期目標期間は6年 	<ul style="list-style-type: none"> ○主務大臣が中期目標を策定・指示 ○中期目標期間は3～5年 	
評価	<ul style="list-style-type: none"> ○「国立大学法人評価委員会」が大学評価・学位授与機構の行う教育研究評価の結果を尊重しつつ、総合的に評価 ○各年度終了時には、教育研究の専門的な観点からの評価は実施しない 	<ul style="list-style-type: none"> ○各府省に置かれる「独立行政法人評価委員会」が評価を実施 	
運営組織	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な運営組織は法定（各機構（大学）共通） <ul style="list-style-type: none"> ・構成員：機構長（学長）、理事（学外者含む）・役割：教学・経営の両面の重要な事項を議決 ・構成員：学内代表者と学外有識者（半数以上）・役割：経営に関する重要な事項を審議 ・構成員：教育研究評議会 ・構成員：教育研究に關する学内代表者と学外有識者（機構のみ） ・役割：教育研究に關する重要な事項を審議 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の組織・運営・管理は、役員以外は、原則として各法人の裁量 	
研究内容の性格	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい法則や原理の発見、分析や総合の方法論の確立、新しい技術や知識の体系化、先端的な学問領域の開拓など、研究者の自由闊達な発想と研究意欲を源泉として真理の探究を目指すもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共の福祉など市場の原理になじまない分野や食料、エネルギー、資源確保等の政策遂行に必要な研究開発、高リスク、高コストで民間では対応し難い分野の研究開発、新たなる技術の創出を目指した研究開発や技術的課題の解決のために基礎に立ち返った研究開発など、所管省庁の行政目的の下、社会経済の要請等に基づく課題の解決等を目指す研究を実施 	
研究に対する國の関与	<ul style="list-style-type: none"> ○真理の探求を目指し、未知の領域を開拓するという性格上、個々の研究者の自主的な発意に負うところが大きく、研究者の発意に先立ち、国があらかじめ目標を設定する手法は不適切であることから、研究者の自主性、自発性を尊重する手法がとられている 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究により何を達成するかについて、あらかじめ目標を明確にしておくことが重要であり、研究計画の立案等に先立ち、国において明確な目標を設定する手法がとられている ※ 研究者の発意に基づく研究もあるが、あくまで大枠の目標の下に実施されるもの 	

※「研究内容の性格」及び「研究に対する國の関与」における「研究を行う独立行政法人」は、研究開発を行う独立行政法人について記載

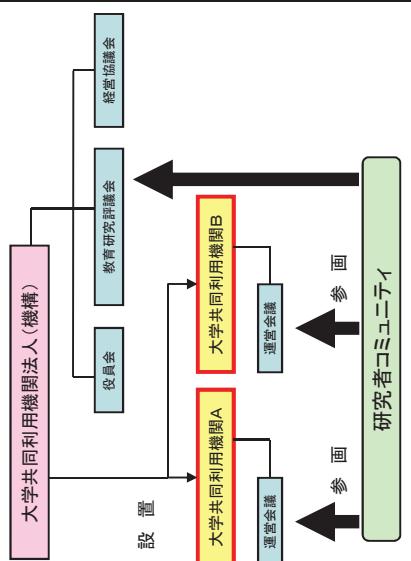
大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点の研究施設の比較

大学共同利用機関

【イメージ図】

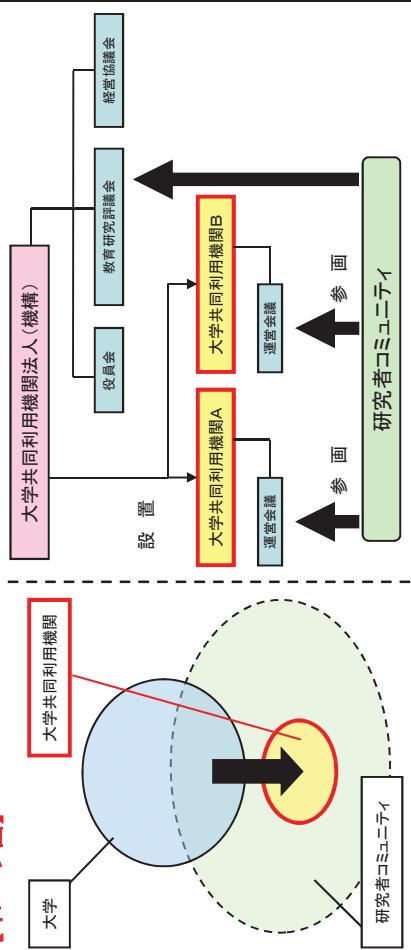


【運営組織図】

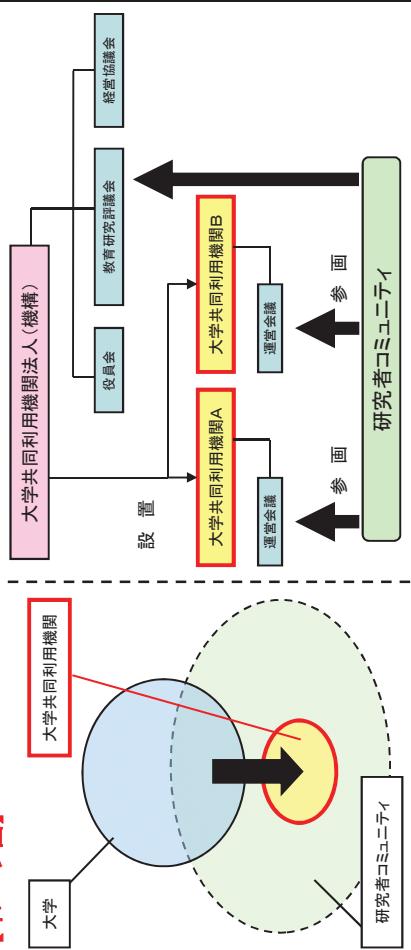


共同利用・共同研究拠点の研究施設(国立大学法人の場合)

【イメージ図】



【運営組織図】



【運営組織】
(役員会)
○国立大学法人に定められた重要な事項その他の役員会で定める重要な事項を審議
(経営協議会)
○国立大学法人に定められた法人の経営に関する重要な事項を審議（委員は、機構外有識者が2分の1以上でなければならないことを法律上規定）
(教育研究評議会)
○国立大学法人に定められた大学共同利用機関の教育研究に関する重要な事項を審議（評議員には、外部研究者を必ず含めることを法律上規定）
(運営会議)
○法人の運営会議規程等に定められた大学共同利用機関の運営に関する重要な事項について、長の諮問に応じる。（委員の半数程度を外部研究者から任命）

【設置組織】
※法人本体に置かれる役員会・経営協議会・教育研究評議会については同左。ただし、教育研究評議会の評議員に外部研究者を含めることは要件として規定されていない。

(運営委員会等)
○共同利用・共同研究の実施に関する重要な事項等について、長の諮問に応じる。（委員の半数程度を外部研究者から任命）

【設置組織】
○大学の研究施設全般については、学校教育法で各大学の判断を可能としている。
○共同利用・共同研究拠点となる研究施設については、学校教育法施行規則において文部科学大臣による認定制度を創設

【研究施設における意思決定プロセス】
○大学共同利用機関で決定した事項を、機構の経営協議会・教育研究評議会及び役員会の審議を経て機構長が決定
○大学共同利用機関の決定事項について、外部研究者が含まれる運営会議の意見が含まれるため、研究者コミュニティの意見を運営に反映

【人事選考】
○大学共同利用機関の人事については、運営会議の議に基づき学長が任命。
○研究施設の長及び教員の人事について、教授会等の議に基づいて運営委員会等の議で決定している。

【国による財政措置】
○国立大学法人法第35条により準用する独立行政法人通則法第46条に基づき、国立大学法人運営費交付金等を措置。
○共同利用・共同研究に係る経費は、国立大学法人運営費交付金及び特別経費等により措置。
○学術研究の大型プロジェクトなどの特定の研究プロジェクトについては特別経費等により措置。

共同研究の実施状況

各大学共同利用機関が有する、大型の研究施設・設備や貴重な学術資料等を用いて共同研究を実施。
(参考) 平成24年度公募型共同研究の採択率73.0% (応募:4403件、採択:3214件)

○ 特色ある共同研究

日本語レキシコン(語彙)の総合的研究 【人間文化研究機構 国立国語研究所】		双方向型共同研究 【自然科学研究機構 核融合科学研究所】	
和語・漢語・洋語・擬態語で複雑に構成された日本語レキシコン(語彙)が持つ世界的にもユニークな諸特徴を、形態・意味・文法・音声に加えて歴史・方言、言語対照、言語習得など多角的な観点から理論的に明らかにする。	※44機関から75名の研究者が参画	和語・漢語・洋語・擬態語で複雑に構成された日本語レキシコン(語彙)が持つ世界的にもユニークな諸特徴を、形態・意味・文法・音声に加えて歴史・方言、言語対照、言語習得など多角的な観点から理論的に明らかにする。	※42機関から44名の研究者が参画



ドック・マックスプランク進化人文学研究所との研究協力による国際シンポジウム
(2012年8月)

○ 共同研究課題数

大学共同利用機関法人	平成17年度 うち公募型	平成18年度 うち公募型	平成19年度 うち公募型	平成20年度 うち公募型		平成21年度 うち公募型	平成22年度 うち公募型	平成23年度 うち公募型	平成24年度 うち公募型
				うち公募型	うち公募型				
人間文化研究機構 機構本部	-	58	133	16	149	50	171	48	194
国立歴史民俗博物館	-	-	-	-	-	-	-	-	14
国文学研究資料館	-	25	29	0	47	0	42	1	38
国立国語研究所	-	1	15	1	16	0	17	2	11
国際日本文化研究センター	-	-	-	-	-	-	-	23	0
総合地球環境学研究所	-	16	15	3	15	2	14	2	15
国立民族学博物館	-	5	32	6	24	3	30	28	30
自然科学研究所 機構本部	-	11	42	6	47	6	46	15	43
国立天文台	-	32	55	32	721	716	775	772	770
核融合科学研究所	-	389	446	435	441	427	443	465	465
基礎生物学研究所	-	66	64	59	76	66	68	71	71
生理学研究所	-	116	131	122	125	125	126	137	137
分子科学研究所	-	420	526	510	535	570	558	593	579
高エネルギー加速器研究機構	-	442	512	512	570	570	872	950	950
情報・システム研究機構	-	372	424	369	421	324	473	402	512
国立極地研究所	-	99	95	93	93	93	138	134	149
国立情報学研究所	-	60	74	65	106	30	90	29	103
統計数理研究所	-	124	131	122	128	120	144	138	159
国立遺伝学研究所	-	89	124	89	94	81	101	101	101
計	-	1895	2291	2055	3038	2774	3476	3291	3675

※ 平成17年度における公募件数は未集計のため「-」表示。
共同研究の実施件数は未集計のため「-」表示。

長基線ニュートリノ振動実験(T2K実験) 【高エネルギー加速器研究機構】	南極昭和基地大型大気レーダー計画 【情報システム研究機構 国立極地研究所】	【情報システム研究機構 国立極地研究所】
		地球環境の重要な観測拠点である南極昭和基地に、大気重力波の作用を正確に観測できる大型大気レーダー導入して、世界に先駆けて南極大気が示す気候変動シグナルをとらえる計画。南極最大の大気レーダーとして観測を実施。
44機関から75名の研究者が参画	※17機関、約70名の研究者が参画	※42機関から44名の研究者が参画
		※44機関から約50名の研究者が参画
J-PARC 大強度陽子加速器 飛騒管測定 電離管測定 (岐阜県) ミュー・ニュートリノ (東海村) (愛知県)	 ※58機関から約50名の研究者が参画	※44機関から約50名の研究者が参画
		※44機関から約50名の研究者が参画

近年の研究成果事例

【人間文化研究機構（総合地球環境学研究所）】 「地球環境学に関する総合的研究の推進」

・人間と自然との相互作用環を解明し、
地球環境問題の解決に資する学問的「知」の構築を目指して、未来可能性のある地球環境を創出する。



伝統漁法の実演をまじえた収穫祭
(2013年6月、ラクナ州カランハバ市にて)

【自然科学研究機構（国立天文台）】 「大型光学赤外線望遠鏡「すばる」による天文学研究の推進」

・単一鏡としては、世界最大級の口径8.2mを持ち、同クラスの望遠鏡の中で唯一、視野の非常に広い主焦点で観測可能な望遠鏡
・銀河誕生時の宇宙の姿を探り、太陽系外の惑星の謎に迫る。



【高エネルギー加速器研究機構】 「Bファクトリーによる素粒子物理学研究の推進」

・世界最高の衝突性能を誇る電子・陽電子衝突型
加速器
・物質と反物質との性質の違い(CP対称性の破れ)
を解明する。



【情報・システム研究機構（国立情報学研究所）】 「量子情報処理研究の推進」

・次世代のコンピュータ技術とされる量子コンピュータの実現に向けた研究
・量子力学の中心的概念である量子もつれを用いて、計測、標準、通信、情報処理技術の4つの分野で、わが国の独創的なアプローチに基づいて研究開発を行い、世界をリードする潮流を形成する。



- 研究プロジェクト「東南アジアにおける持続可能な食料供給と健康リスク管理の流域設計」
東南アジア各国では、人口増加と都市化の進展、異常気象の影響などによつて、食と健康のリスクの拡大が懸念されている。本プロジェクトでは、私たちの食卓がいかに身近な生態環境に支えられているのかを解明するための研究を行つてきた。研究成果はすでに地元に還元し、フィリピンのラグナ湖で古くから行われてきた伝統漁法を現代に復活させる実証実験を試み、政策立案にも貢献した。

- 地球から170光年離れた重い恒星の周りを回る巨大なガス惑星を、高コントラストコロナグラフ撮像装置による直接撮像で発見した。
○地球から129.1億光年先にある、これまでに観測された中で最遠方の銀河を発見した。
○原始惑星系円盤の構造を世界で最も鮮明かつ詳細に撮影することに成功し、円盤内に小さな渦巻き状の構造が存在していることを発見した。

- 反物質が消えた謎を解く鍵となる現象「CP対称性の破れ(粒子と反粒子の崩壊過程にズレが存在すること)」を実験的に証明し、小林・益川両博士の2008年ノーベル物理学賞受賞に貢献した。
○これまでの実験により、素粒子物理学における一般的な考え方である「標準理論」では説明が困難な現象を複数捉えており、加速器の高度化により、新たな物理法則の発見・解明を目指す。

- 量子コンピュータや量子通信の実現に不可欠な任意の量子状態を保存する素子である量子メモリーの動作原理の実証に成功し、超伝導量子ビットとダイヤモンド格子中の量子ビット間で「量子もつれ」振動を世界で初めて制御した。
○大規模集積回路の消費電力を現在の100分の1以下にすることが可能な、光の代わりに励起子という粒子を活用するレーザーを開発した。

学術国際協定の締結状況

種々の学術協定等に基づき、我が国を代表して国際協力を推進する役割。
米欧2極に対し、第3極としてのアジアの学術を牽引する役割。

○ 平成24年度実績

大学共同利用機関法人	協定数 (件)	受入 (人)	派遣 (人)
人間文化研究機構	97	110	552
機構	7	4	17
国立歴史民俗博物館	11	29	39
国文学研究資料館	9	1	29
国立国語研究所	2	10	0
国際日本文化研究センター	1	0	0
総合地球環境学研究所	50	42	387
国際民族学博物館	17	24	80
自然科学研究機構	78	196	332
機構	6	5	3
国立天文台	33	100	97
核融合科学研究所	18	74	176
基礎生物学研究所	5	7	4
生理学研究所	9	5	43
分子科学研究所	7	5	9
高エネルギー加速器研究機構	106	609	304
機構	118	211	77
情報・システム研究機構	2	1	2
国立極地研究所	18	12	25
国立情報学研究所	80	185	31
統計数理研究所	18	13	19
国立遺伝学研究所	0	0	0
計	399	1,126	1,265

○ 主な協定内容		
・ヒアリングにおける協力		
・研究者の相互派遣		
・留学生の受け入れ		
・博士号取得後の研修		
・学術情報や資料の交換		
・共同研究の実施		
・国際シンポジウム、研究集会等の共同実施		等

○ 主な協定締結先		
・人間文化研究機構：		
芸術・人文リサーチカウンシル(英)、フランス高等研究所(仏)、		
国際アジア研究所(蘭)、ミュンヘン国立民族学博物館(独)		
・自然科学研究機構：		
欧洲南天天文台、米国国立科学財团(米)、台湾中央研究院(台)、		
欧洲分子生物学研究所、ウズベキスタン国立大学、		
プリンストン大学(米)		
・高エネルギー加速器研究機構：		
高能物理研究所(中)、台湾放射光研究センター(台)、		
フェルミ国立加速器研究所(米)、欧洲合同原子核研究所(露)、		
国立核物理研究所(伊)、ブドワ原子核研究所(露)、		
ドイツ電子シンクロトロン研究所(独)、ボール・シェラー研究所(瑞)、		
・情報・システム研究機構：		
ノルウェー国情地研究所(諾)、タスマニア大学(豪)、		
チエラロンコーン大学(泰)、北京大学(中)、		
中央研究院統計科学研究所(台)、中南大学(中)		等

○ アジアとの連係の具体例		
● 博物館学集中コース【国立民族学博物館】	JICAからの委託事業として、発展途上国のキュレーターを対象とした集中コースを開催。	東南アジア泰素粒子物理スクール【高エネルギー加速器研究機構】
● GUAS-Subaru Asian Winter School【国立天文台】	JICAからの中高生を対象として、スバル望遠鏡の観測データ解析実習を実施。	機構とマレーシア原子力庁、マラヤ大学の共同で、東南アジア地域の大学生、大学院生を対象にスクールを開催。
● 東アジアの学生を対象として、スバル望遠鏡の観測データ解析実習を実施。	● 国立極地研究所が中心となり、アジア諸国との極地研究活動の基盤の提供、アジア諸国との極地研究活動の発展などについて、中国・韓国・インド・マレーシア等と連携を強化。	● アジア極地研究所が中心となり、アジア諸国との極地研究活動の基盤の提供、アジア諸国との極地研究活動の発展などについて、中国・韓国・インド・マレーシア等と連携を強化。
● アタカマミリ波・サブリ波干涉計(アルマ)計画【国立天文台】	● アタカマ高地で建設中のアルマ望遠鏡では、日本が建設費の1/4を分担し、国立天文台が東アジアの代表機関として計画を牽引。	

機構長のリーダーシップによる戦略的・重点的な資源配分

○ 4 機構すべてが機構長の裁量による経費や定員等を設定

大学共同利用機関法人	平成24年度機構長裁量経費等配分方針	実際に配分した事例
人間文化研究機構	<ul style="list-style-type: none">中期目標・中期計画に沿つた要望、予算の不足している事業、経費削減等を図るための取組や外部評価で求められている取組に配意し、配分。施設については、緊急性・必要性・重要性に留意し、配分。	<ul style="list-style-type: none">「グローカル展示における日本文化展示の新構築(民博)」「日本語の歴史的典籍のデータベース構築計画」準備経費(国文研)・国立歴史民俗博物館共同研究棟新設(歴博)
自然科学研究機構	<ul style="list-style-type: none">国際的な連携を図り、国内研究者を海外どつなくハイブリットでの機能を果たすために、創造性を発揮できるプロジェクトを設定し、国際的(国内外)研究者コミュニティの共同研究交流拠点の形成を図る活動に配分。若手研究者が既存の研究分野にとらわれず、国内外の研究者と連携を通して、異分野の研究手法や知見を融合させることにより、自然科学研究分野の新たな展開と発展に貢献する研究課題に配分する。	<ul style="list-style-type: none">モデル生物による環境応答研究の国際的学術拠点の形成・シミュレーションによる「自然科学における階層と全体」に関する新たな学術分野の開拓
高エネルギー加速器研究機構	<ul style="list-style-type: none">機構長がリーダーシップを機動的・戦略的に発揮し、中期目標・中期計画に沿つてより高度な研究の実現及び研究環境の充実を図るための経費として配分する。	<ul style="list-style-type: none">・先端加速器の研究開発に必要な整備、調査 KEKB高度化に向け必要となる設備の整備 ・改正や老朽化により必要となつた設備の更新
情報・システム研究機構	<ul style="list-style-type: none">ビッグデータの可視化システムや遠隔共同研究システムなど、次年度以降の研究・事業推進に役立つ準備事業に当て配分。新しい融合領域の萌芽的成果が期待される課題等に対し配分	<ul style="list-style-type: none">・データ中心科学リサーチコモンズ基盤整備に向けた先導的研究・事業(4機関)・将来の融合プロジェクトに発展する可能性のある小型の萌芽的研究テーマを公募し、融合研究シーズを育成(育成融合プロジェクト:2件) ・融合研究アイデアの調査・探索を助成(融合シーズ探索提案 :9件)

機構の一体的な運営に関する取組例

人間文化研究機構

○人間文化研究の連携共同推進事業(機構内外機関間連携研究推進)

機構の各機関による協同研究を推進するとともに、機構内外の研究機関等との連携研究を図ることにより、新しい研究分野を創成し、人間文化研究全体の発展に資する。「[人間文化資源]の総合的研究」や「[アジアにおける自然と文化的な重層的関係の歴史的解明]等を継続して実施するとともに、平成24年度から新たに「[大規模災害と人間文化研究]」を開始した。

自然科学研究所機構

○新分野の創成

新分野創成センターにおいて、脳科学研究者コミュニティの合意形成を図りながらブレイン・サイエンス・ネットワークの構築を進める。また、本機構の分野間連携による学際的国際的研究拠点形成事業から生まれた自然現象の4次元可視化を企図するイメージングサイエンスの進展を図る。さらに、これらに続く新たな学問分野として、「宇宙における生命(アストロバイオロジー)」を創成し、宇宙物理学や生命科学の知見を元に、先端的な研究を推進する。

高エネルギー加速器研究機構

○大強度陽子加速器による実験研究

世界最高レベルのビーム強度を有する大強度陽子加速器(J-PARC)によって得られる中性子やミュオン、ニュートリノ、中間子など多彩な粒子を用いて、原子核・素粒子物理学、物質・材料科学、生命科学など広範な研究分野での共同利用実験を推進。

情報・システム研究機構

○データ中心科学リサーチコモンズ事業の開始

ビッグデータを有効活用した学術研究や社会における課題の解決のため、経験科学、理論科学、計算科学に次ぐ第4の科学と呼ばれる新しい科学的方法論であるデータ中心科学を確立するためのオープンな共同利用・共同研究の中核的拠点を構築し、本機構の4研究所、機構直轄の2センター(新領域融合研究センター及びライフサイエンス統合データベースセンター)が連携し、データ基盤整備、モーデリング・解析基盤整備、人材育成の三位一体の事業を、機構の総力をあげて推進し、また、これらの研究基盤を活用して、生命科学、地球科学、人間・社会科学に基づく融合研究を推進する事業を開始した。

業務の効率化(4機構共通の事例)

○事務組織の見直し

各機関の事務組織の統合等、事務体制の見直しや、職員の彈力的な配置を行うことにより、業務の集約化・合理化を推進。

情報・システムの導入

○自然科学研究における国際的学術拠点の形成

近年の諸外国における日本研究の比重低下の状況を打開し、日本文化の世界的意義を明らかにするため、国内外の大学、研究機関及び博物館等と共同して、欧米・アジア諸国に所在する日本関連資料の調査分析、保存活用等を中心とする国際共同研究を推進している。この研究は、機構内の各機関がともに、東京大学や京都大学を連携するとともに、海外の研究機関や博物館等と協力・協業して行っている。

○日本関連在外資料の調査研究事業

近年の諸外国における日本研究の比重低下の状況を打開し、日本文化の世界的意義を明らかにするため、国内外の大学、研究機関及び博物館等と共同して、欧米・アジア諸国に所在する日本関連資料の調査分析、保存活用等を中心とする国際共同研究を推進している。この研究は、機構内の各機関がともに、東京大学や京都大学を連携するとともに、海外の研究機関や博物館等と協力・協業して行っている。

大学共同利用機関における機構を越えた連携について

近年、機構間での組織的な連携を図る特色ある取組が出てきている。

※ この他、研究者個人レベルでも機構を越えた多種多様な共同研究が行われている。

事業名等	社会調査・言語調査研究及び関連領域の研究・教育における連携・協力の推進	大型重力波望遠鏡計画用試験設備としてのTAMA300重力波施設利用	計算基礎科学連携拠点	南極地域観測事業の一般研究観測における連携
実施主体	人間文化研究機構 国立国語研究所、情報・システム研究機構 統計数理研究所	自然科学研究機構 国立天文台	高エネルギー加速器研究機構 国立天文台、筑波大学	情報・システム研究機構 国立極地研究所
連携先	高エネルギー加速器研究機構、東京大学			自然科学研究所 国立天文台、筑波大学
実施期間	平成23年10月～	平成23年4月～	平成20年11月～	平成22年4月～
概要	山形県鶴岡市、愛知県岡崎市において、共通語・敬語の使用に関する追跡調査(定点終年言語調査)を行っている。この調査は、昭和25年から約20年間隔で両研究所が連携して実施してきたものであり、世界でも例の少ないコホート系列法(※1)による大規模・長期間の調査である。平成23年10月には、より密接な連携・協力を図るため、正式に両研究所間で基本協定書を締結し、平成23～24年に第4回鶴岡調査を実施して分析を進めている。	東京大学宇宙線研究所が主体となって実施している大型重力波望遠鏡計画を副木ストラクチャとして推進し、使用する防振機構や光学部品の一部をTAMA300の施設と設備を用いて試験し性能評価を行う。	3機関の研究開発能力を効果的に連携させ、計算科学分野の手法を用いた素粒子原子核、天文学宇宙分野の共同連携拠点を設置。	国立極地研究所の観測施設であるドームふじ基地は、南極大陸内陸部に位置し、気温が非常に低く、水蒸気なども少ないので、非常に透明度が高い。特にサブミリ波～赤外線を用いた天文観測には、極めて適した立地となつており、天文学の未解明領域「暗黒銀河」解析に向けて連携を行う。
【国立天文台】	TAMA300を用いた防振機構の性能評価、光学部品の性能評価	【高エネルギー加速器研究機構】低温部分の設計と製作	【筑波大学】アンテナ技術、低電力冷凍技術、超伝導振盪技術等に基づく「南極テラヘルツ望遠鏡※2」による暗黒銀河の“捕捉”。	【筑波大学】 「アルマ望遠鏡による特定された暗黒銀河の“内部構造解析”。
【国立国語研究所】	調査内容の策定、調査の実施(※2)、言語データの整理、言語という観点から見た分析結果の解釈	【東京大学】防振機構の製作、光学部品の選定	【東北大学】 「ばる望遠鏡等に貢献した大型赤外線カメラの開発技術等に基づく「南極赤外線望遠鏡※2」による捕捉した暗黒銀河の“スペクトル(距離／性質)決定”。	【東北大学】 「アルマ望遠鏡による特定された暗黒銀河の“内部構造解析”。
【統計数理研究所】	調査の実施(※3)、データ分析・統計モデル構築	【自然科学研究機構国立天文台】特に天文分野における計算基礎科学の基盤整備を担当	【国立天文台】 「アルマ望遠鏡による特定された暗黒銀河の“内部構造解析”。	【東京大学】 「アルマ望遠鏡による特定された暗黒銀河の“内部構造解析”。
	*1 コホート系列法…同年齢の集団に対して横断的調査を実施した後で、同じ集団を追跡し横断的調査を実施する調査方法		*1 平成17年度より、南極地域観測事業(課題公募型共同研究枠)において、望遠鏡の低溫対策技術を開発(現在-80℃までの耐寒性能)。	*1 平成17年度より、南極地域観測事業(課題公募型共同研究枠)において、望遠鏡の低溫対策技術を開発(現在-80℃までの耐寒性能)。
	*2 生涯を通じた言語変化の実態を明らかにするため、同一人物を数十年間にわたって追跡する調査(ペネル調査)を担当。		*2 各望遠鏡の開発に当たっては、上記4機関の技術を結集。	*2 各望遠鏡の開発に当たっては、上記4機関の技術を結集。
	*3 地域社会全体の言語変化をどうえるため、住民基本台帳にもどづいてランダム抽出された数百名を対象にする調査(無作為抽出調査)を担当。			

国立大学改革プラン

平成25年11月



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 国立大学改革プランの位置付け

国立法人スタート

《国立大学法人化の意義》

- ・自律的・自主的な環境の下での国立大学活性化
 - ・優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組を推進
 - ・より個性豊かな魅力ある国立大学を実現
- ※大学共同利用機関法人も同時にスタート

**第3期
中期目標期間**
(平成28年度~)

**第1期
中期目標期間**
(平成16~21年度)

法人化の長所を生かした改革を本格化

第2期中期目標期間
(平成22~27年度)

今後の国立大学の機能強化に向けた考え方
(平成25年6月)

持続的な“競争力”を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

改革加速期間

- ・国立大学を取り巻く環境の変化
- ・グローバル化
- ・少子高齢化の進展
- ・新興国の台頭などによる競争激化など

新たな法人制度
の「始動期」

グローバル化
イノベーション機能強化
人事・給与システムの弾力化

国立大学改革プラン

- ・自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

ミッションの再定義

平成16年度
(2004年4月)

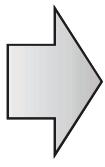
平成25年度
(2013年4月)

平成28年度
(2016年4月)

2. 国立大学法人化の成果

国立大学（法人化前）

- ・国の行政組織としての制度（予算・人事等）が適用され、教育研究の柔軟な展開に制約

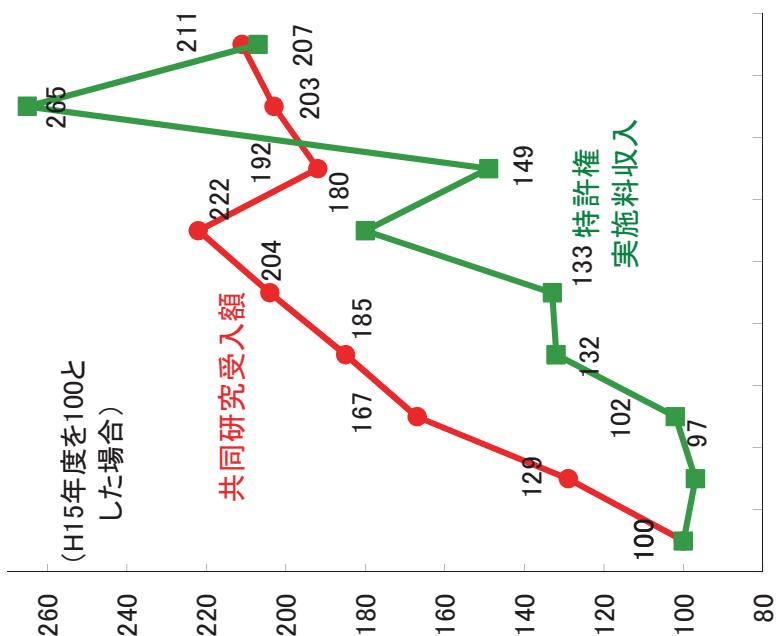


国立大学法人

- ・予算等に関する国の諸規制の緩和、非公務員型の人事制度等により裁量を拡大
- ・役員や経営協議会委員、学長選考の委員として学外者の経営参画を法定化し、法人の経営に参画
- ・中期目標（大学側の意見に配慮）に基づき、学長を中心とした法人運営

○産学連携活動の伸び

○共同研究	H15年度 6,411件	125.6億円
	H23年度 12,793件	265.2億円 (2.1倍)
○特許実施料収入	H15年度 4.28億円	
	H23年度 8.85億円 (2.1倍)	



出典：文部科学省「平成23年度 大学等における
産学連携等実施状況について」